

# 令和4年度 外国人の子供の就学状況等調査結果 について

令和5年4月

文部科学省  
総合教育政策局国際教育課

本報告書は、文部科学省の教育政策推進事業委託費による委託業務として、株式会社パデコが実施した令和4年度「外国人の子供の就学状況等調査事業」の成果をとりまとめたものです。

## 目 次

<b>第1章</b>	<b>調査概要</b> .....	<b>1</b>
1.1	調査概要 .....	1
1.1.1	調査基準日 .....	1
1.1.2	調査実施期間 .....	1
1.1.3	調査対象 .....	1
1.1.4	調査方法 .....	1
1.2	主な調査項目 .....	1
1.3	留意点 .....	2
<b>第2章</b>	<b>調査の結果</b> .....	<b>3</b>
2.1	就学状況の把握 .....	3
2.1.1	学齢相当の外国人の子供の住民基本台帳上の人数 .....	3
2.1.2	学齢相当の外国人の子供の就学状況の把握状況 .....	6
2.1.3	学齢相当の外国人の子供の就学状況の把握における新型コロナウイルス感染症の影響 .....	12
2.2	就学促進の取組 .....	13
2.2.1	外国人の子供に関する転入等の情報の取得 .....	13
2.2.2	住民登録手続きの際の就学に関する説明の実施状況 .....	15
2.2.3	2.2.2 で就学に関する説明を行う際の説明者 .....	17
2.2.4	就学ガイドブック等、就学の案内に関する資料の備付け・配布の状況 .....	19
2.2.5	就学ガイドブック等、就学の案内に関する資料の備付け・配布先 .....	20
2.2.6	就学ガイドブック等、就学の案内に関する資料の記載言語 .....	22
2.2.7	住民基本台帳システムと連動した学齢簿システムの導入・適用状況 .....	25
2.2.8	学齢相当の外国人の子供に係る学齢簿の作成状況 .....	27
2.2.9	学齢相当の外国人の子供に係る学齢簿の作成を行うことができない理由 .....	29
2.2.10	就学案内の送付状況 .....	30
2.2.11	(就学案内を送付している場合) 就学案内の言語 .....	31
2.2.12	外国人の就学促進に係る支援の実施状況 .....	35
2.2.13	就学状況が不明又は不就学の外国人の子供に対する就学状況把握及び就学促進のための取組状況 .....	38
2.2.14	就学状況が不明又は不就学の外国人の子供に対する就学状況把握及び就学促進のための取組内容(その他の取組) .....	43
<b>第3章</b>	<b>各種規定の整備</b> .....	<b>44</b>
3.1.1	教育委員会の規則における「外国人の子供の教育」に関する規定の状況 .....	44
3.1.2	地方公共団体の規則等における外国人の子供に係る就学案内や就学に関する手続き等に関する規定の状況 .....	45

第4章 その他.....	47
4.1.1 外国人の子供の就学促進に関する事例・今後予定している施策.....	47

**参考資料**

別添1：令和4年度外国人の子供の就学状況等調査 調査票

## 第1章 調査概要

### 1.1 調査概要

#### 1.1.1 調査基準日

令和4年5月1日を基準日としている。

#### 1.1.2 調査実施期間

令和4年6月15日～令和4年9月30日

#### 1.1.3 調査対象

市町村教育委員会（特別区を含む）1,741

※ 以下「市町村教育委員会」とする。

※ 広域連合や組合設置の教育委員会については、市区町村単位で回答。

#### 1.1.4 調査方法

都道府県教育委員会を通じ、調査依頼を発出（指定都市教育委員会については、都道府県教育委員会を介さず直接調査票を配布）。回答はオンライン調査票（Questant）もしくはエクセル調査票で回収。

### 1.2 主な調査項目

#### (1) 就学状況の把握

- ・ 学齢相当の外国人の子供の住民基本台帳上の人数
- ・ 学齢相当の外国人の子供の就学状況の把握状況
- ・ 住民登録手続きの際の就学に関する説明の実施状況

#### (2) 就学促進の取組

- ・ 外国人の子供に関する転入等の情報の取得
- ・ 住民登録手続きの際の就学案内の実施状況
- ・ 就学ガイドブック等の備付け・配布の状況・記載言語
- ・ 住民基本台帳システムと連動した学齢簿システムの導入・適用状況
- ・ 学齢相当の外国人の子供に係る学齢簿の作成状況
- ・ 就学案内の送付状況・記載言語
- ・ 就学促進に係る支援の実施状況
- ・ 就学状況が不明又は不就学の外国人の子供に対する就学状況把握及び就学促進のための取組状況

## (3) 各種規定の整備状況

- ・教育委員会の規則における「外国人の子供の教育」に関する規定の状況
- ・地方公共団体の規則等における外国人の子供に係る就学案内や就学に関する手続き等に関する規定の状況

## (4) その他

- ・外国人の子供の就学促進に関する事例・今後予定している施策

### 1.3 留意点

- 本調査における「外国人の子供」とは、日本国籍を有しない者とし、日本国籍との二重国籍者は含まない。ただし、自治体により、外国籍の子供の日本国籍の有無の確認が取れない場合は、外国人の子供として対象に含めている。
- 「n」は、構成比算出の母数（地方公共団体数）を示している。
- 百分率による集計では、回答地方公共団体数（該当質問における該当者数）を100%として算出し、図表の数字に関しては小数点以下第2位を四捨五入し、小数第1位までを表記している。また、複数回答の設問では、すべての比率の合計が100%を超えることがある。
- 「貴地方公共団体」と明示して質問をしている項目については、教育委員会に限らず、自治体内の他部署の取組等も含むこととする。「貴教育委員会」と明示して質問をしている項目については、他部署の取組等は含めないこととする。

## 第2章 調査の結果

### 2.1 就学状況の把握

#### 2.1.1 学齢相当の外国人の子供の住民基本台帳上の人数

Q3.

貴地方公共団体における学齢相当の外国人の子供について、次の区分（生年月日を基準とする）に従い住民基本台帳上の人数を回答してください。

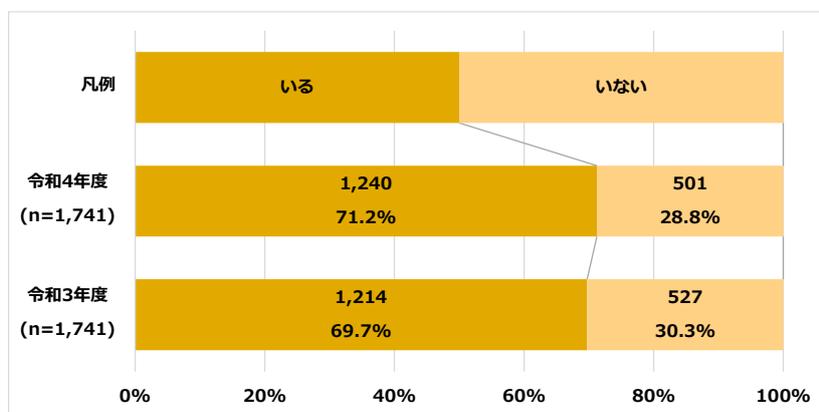
なお、本項目は、2022年5月1日を基準日として回答してください。

#### (1) 人数

- 外国人の子供の合計人数（全地方公共団体合計）

	小学校相当計	中学校相当計	合計
令和4年度	96,214	40,709	136,923
令和3年度	93,474	39,836	133,310

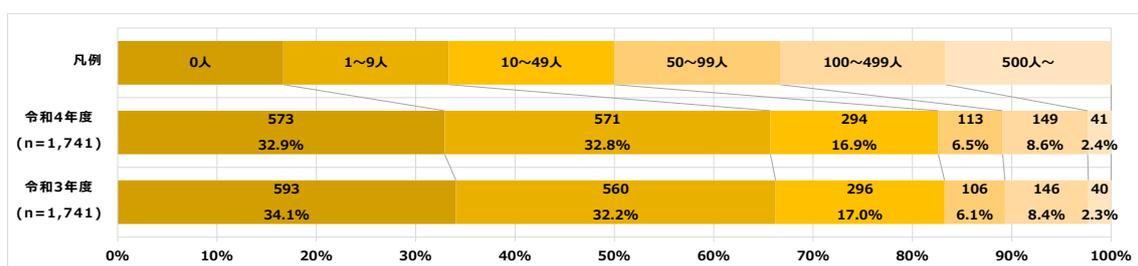
- 外国人の子供の有無別 地方公共団体数



## (2) 人数規模

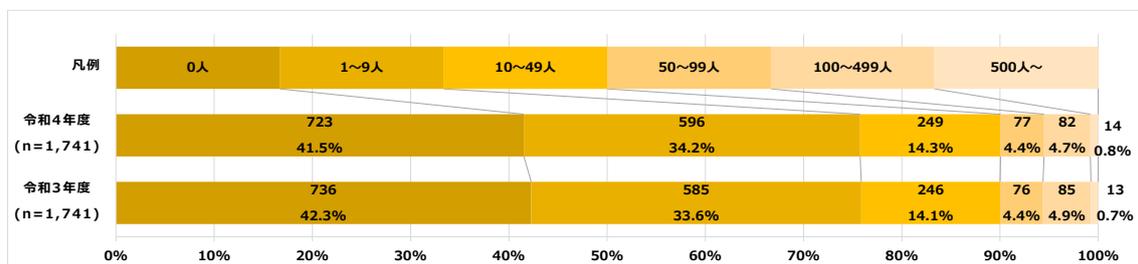
## ● 小学生相当

		総数(n)	0人	1～9人	10～49人	50～99人	100～499人	500人～
令和4年度	地方公共団体数	1,741	573	571	294	113	149	41
	構成比(%)	100.0	32.9	32.8	16.9	6.5	8.6	2.4
令和3年度	地方公共団体数	1,741	593	560	296	106	146	40
	構成比(%)	100.0	34.1	32.2	17.0	6.1	8.4	2.3



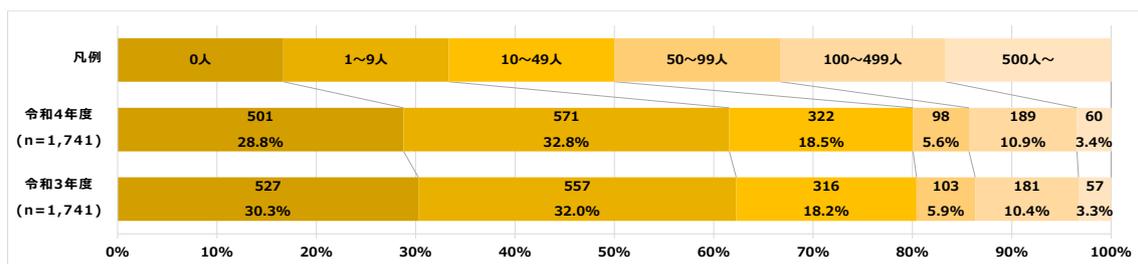
## ● 中学生相当

		総数(n)	0人	1～9人	10～49人	50～99人	100～499人	500人～
令和4年度	地方公共団体数	1,741	723	596	249	77	82	14
	構成比(%)	100.0	41.5	34.2	14.3	4.4	4.7	0.8
令和3年度	地方公共団体数	1,741	736	585	246	76	85	13
	構成比(%)	100.0	42.3	33.6	14.1	4.4	4.9	0.7



## ● 小学生相当・中学生相当 計

		総数(n)	0人	1～9人	10～49人	50～99人	100～499人	500人～
令和4年度	地方公共団体数	1,741	501	571	322	98	189	60
	構成比(%)	100.0	28.8	32.8	18.5	5.6	10.9	3.4
令和3年度	地方公共団体数	1,741	527	557	316	103	181	57
	構成比(%)	100.0	30.3	32.0	18.2	5.9	10.4	3.3



### 2.1.2 学齢相当の外国人の子供の就学状況の把握状況

Q4～Q8

貴地方公共団体における学齢相当の外国人の子供について、次の区分に従い人数を回答してください。

#### 【結果を見る上での留意点】

- \*1. 調査基準日時点で各地方公共団体が把握する情報に基づき可能な範囲で回答を求めたものであり、各地方公共団体に対して学校や各家庭への改めての照会を依頼したのではない。
- \*2. 調査対象は、各地方公共団体に住民登録がなされている外国人の子供であるが、住民登録の有無にかかわらず実際の在籍数に基づき回答している場合がある。
- \*3. 各学年区分については生年月日を基準とした回答としているが、義務教育諸学校においては、下学年での受入対応等により年齢相当とは異なる学年・学校種への在籍状況を回答している場合がある。
- \*4. 本調査項目でいう「就学」とは、学校教育法上の「就学」とは異なり、義務教育諸学校のほか、外国人学校への在籍も含んでいる。
- \*5. 表の各区分については以下のとおり。
  - ① 義務教育諸学校：国公立小・中・義務教育学校・中等教育学校（前期課程）、特別支援学校（小・中学部）を指す。
  - ② 外国人学校：専ら外国人の子供の教育を目的としている施設を指し、各種学校として認可されているか否かを問わない。
  - ③ 不就学：義務教育諸学校、外国人学校のいずれにも就学していないことが確認できた者を指す。地域の日本語教室等に通っていても、義務教育諸学校、外国人学校に在籍していない場合はこれに含む。
  - ④ 出国・転居：就学しておらず、住民基本台帳に記載が残っているが、実態としては既に転居・出国していること又は近日中にその予定であることが確認できた者を指す。
  - ⑤ 就学状況確認できず：就学案内の送付、家庭訪問、電話等により就学状況の確認を試みたが、不在や連絡不通により就学状況の確認ができなかった者を指す（教育委員会が就学状況の確認を試みていない者は含まない）。
  - ⑥ Q3 合計との差：「⑤就学状況確認できず」に計上されない「教育委員会が就学状況確認の対象としていないため、就学状況が不明な者」等が含まれるものと考えられる。ただし、\*2・3等により、本設問と設問 Q3 を単純に比較することはできず、あくまで参考値である。

## (1) 学齢相当の外国人の子供の就学状況の把握状況（全体）

(令和4年度)

	就学		③不就学	④転居・出国 (予定含む)	⑤就学状況 把握できず	①～⑤ 計	⑥(参考) 住民基本 台帳の人数 (Q3)との差
	①義務教育 諸学校	②外国人 学校					
小学生相当 合計人数	82,302	6,275	525	2,351	4,348	95,801	413
構成比(%)	85.9	6.6	0.5	2.5	4.5	100.0	—
中学生相当 合計人数	33,986	2,905	253	921	2,327	40,392	317
構成比(%)	84.1	7.2	0.6	2.3	5.8	100.0	—
合計人数	116,288	9,180	778	3,272	6,675	136,193	730
構成比(%)	85.4	6.7	0.6	2.4	4.9	100.0	—

(令和3年度)

	就学		③不就学	④転居・出国 (予定含む)	⑤就学状況 把握できず	①～⑤ 計	⑥(参考) 住民基本 台帳の人数 (Q3)との差
	①義務教育 諸学校	②外国人 学校					
小学生相当 合計人数	79,270	5,260	430	2,244	5,826	93,030	444
構成比(%)	85.2	5.7	0.5	2.4	6.3	100.0	—
中学生相当 合計人数	32,878	2,662	219	950	2,771	39,480	356
構成比(%)	83.3	6.7	0.6	2.4	7.0	100.0	—
合計人数	112,148	7,922	649	3,194	8,597	132,510	800
構成比(%)	84.6	6.0	0.5	2.4	6.5	100.0	—

※ 小・中・計はそれぞれ、「①～⑤計」と⑥の合計値が設問 Q3 の合計人数と一致する。

※ 不就学の可能性があると考えられる外国人の子供の数を単純合計すると (③+⑤+⑥)、8,183人となる (さらに④を加えると 11,455人)。④には、出国者も多く含まれるが、国内転居の後に不就学状態になっている者も含まれている可能性がある。他方、⑤、⑥には、実際には就学者も含まれている可能性があると考えられる。今回の調査は、あくまで市町村教育委員会が把握している外国人の子供の就学状況について調査を行ったものであるため、設置主体が当該市町村教育委員会とは異なる学校 (国私立学校、外国人学校、他市町村の学校) については、実際には在籍しているも、当該市町村教育委員会がその状況を把握していないなど、実際の在籍状況とは異なる場合もあり得る。

(2) 学齢相当の外国人の子供の就学状況の把握状況  
 (都道府県・指定都市別(小学生相当・中学生相当 計))

● 令和4年度 都道府県(指定都市を含む)別人数

	就学		③不就学	④転居・出国 (予定含む)	⑤就学状況 把握できず	①～⑤ 計	⑥(参考) 住民基本 台帳の人数 (Q3)との差
	①義務教育 諸学校	②外国人 学校					
北海道	733	8	19	43	31	834	1
青森県	90	4	0	3	0	97	0
岩手県	99	3	1	3	6	112	0
宮城県	438	0	5	5	0	448	103
秋田県	83	0	0	5	2	90	0
山形県	118	0	1	1	0	120	0
福島県	324	2	3	6	2	337	0
茨城県	3,356	62	31	56	237	3,742	0
栃木県	1,991	53	7	47	43	2,141	0
群馬県	3,519	200	9	47	31	3,806	193
埼玉県	10,572	242	49	433	126	11,422	43
千葉県	7,956	93	118	175	118	8,460	273
東京都	19,396	3,841	48	960	2,661	26,906	39
神奈川県	11,091	987	21	154	1,054	13,307	-6
新潟県	493	2	8	8	4	515	0
富山県	848	1	23	16	4	892	0
石川県	462	1	1	16	0	480	5
福井県	435	0	2	12	0	449	0
山梨県	752	31	3	16	7	809	0
長野県	1,472	43	8	37	10	1,570	0
岐阜県	3,346	157	69	82	44	3,698	0
静岡県	5,820	556	106	176	136	6,794	0
愛知県	15,882	897	90	347	464	17,680	78
三重県	3,468	186	6	78	3	3,741	0
滋賀県	1,742	176	0	19	6	1,943	0
京都府	1,350	213	2	149	23	1,737	0
大阪府	8,077	155	3	100	1,302	9,637	-1
兵庫県	3,603	860	21	75	103	4,662	0
奈良県	449	8	4	25	1	487	0
和歌山県	142	31	0	1	0	174	0
鳥取県	105	2	6	4	0	117	0
島根県	318	0	1	6	0	325	0
岡山県	687	62	3	44	1	797	0
広島県	1,904	75	2	35	56	2,072	0
山口県	354	5	2	7	29	397	0
徳島県	145	0	0	2	0	147	0
香川県	403	0	6	3	0	412	0
愛媛県	223	7	2	7	1	240	0
高知県	67	0	1	0	0	68	0
福岡県	2,255	131	71	38	96	2,591	0
佐賀県	125	0	0	1	0	126	0
長崎県	156	0	6	1	5	168	0
熊本県	301	0	1	1	2	305	0
大分県	247	4	13	5	0	269	2
宮崎県	118	0	0	5	0	123	0
鹿児島県	166	1	4	4	0	175	0
沖縄県	607	81	2	14	67	771	0
合計	116,288	9,180	778	3,272	6,675	136,193	730

※⑥(参考)欄がマイナスになっているのは、P6【結果を見る上での留意点】2・3によるものである。

## ● 令和4年度 指定都市別人数

	就学		③不就学	④転居・出国 (予定含む)	⑤就学状況 把握できず	①～⑤ 計	⑥(参考) 住民基本 台帳の人数 (Q3)との差
	①義務教育 諸学校	②外国人 学校					
札幌市	405	0	0	25	31	461	0
仙台市	274	0	0	0	0	274	103
さいたま市	1,587	107	0	70	0	1,764	0
千葉市	1,480	0	0	0	18	1,498	201
横浜市	4,890	573	7	27	860	6,357	0
川崎市	1,950	197	6	6	161	2,320	0
相模原市	754	33	0	30	0	817	0
新潟市	171	2	4	4	4	185	0
静岡市	323	7	4	12	11	357	0
浜松市	1,846	173	18	104	0	2,141	0
名古屋市	4,036	324	27	120	37	4,544	0
京都市	961	196	0	95	0	1,252	0
大阪市	4,250	0	0	0	1,155	5,405	0
堺市	657	0	0	17	34	708	-4
神戸市	1,534	549	1	16	71	2,171	0
岡山市	388	10	2	30	1	431	0
広島市	790	72	0	0	46	908	0
北九州市	355	48	0	12	10	425	0
福岡市	1,282	52	69	13	85	1,501	0
熊本市	196	0	1	1	2	200	0
指定都市計	28,129	2,343	139	582	2,526	33,719	300

※⑥(参考)欄がマイナスになっているのは、P6【結果を見る上での留意点】2・3によるものである

## ● 都道府県（指定都市を含む）別人数

	就学				③不就学		④転居・出国 (予定含む)		⑤就学状況 把握できず		①～⑤ 計		⑥(参考) 住民基本 台帳の人数 (Q3)との差	
	①義務教育 諸学校		②外国人 学校											
	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
北海道	733	698	8	21	19	13	43	14	31	62	834	808	1	0
青森県	90	91	4	2	0	0	3	4	0	0	97	97	0	0
岩手県	99	96	3	3	1	4	3	5	6	4	112	112	0	0
宮城県	438	419	0	0	5	5	5	5	0	0	448	429	103	72
秋田県	83	64	0	0	0	4	5	3	2	0	90	71	0	0
山形県	118	121	0	0	1	1	1	5	0	0	120	127	0	0
福島県	324	297	2	1	3	3	6	6	2	4	337	311	0	0
茨城県	3,356	3,141	62	59	31	109	56	45	237	58	3,742	3,412	0	94
栃木県	1,991	1,892	53	64	7	3	47	27	43	62	2,141	2,048	0	0
群馬県	3,519	3,495	200	200	9	71	47	41	31	100	3,806	3,907	193	57
埼玉県	10,572	9,928	242	240	49	38	433	408	126	217	11,422	10,831	43	15
千葉県	7,956	7,377	93	82	118	47	175	260	118	188	8,460	7,954	273	405
東京都	19,396	18,661	3,841	3,395	48	104	960	794	2,661	3,657	26,906	26,611	39	109
神奈川県	11,091	10,524	987	312	21	12	154	135	1,054	1,723	13,307	12,706	-6	11
新潟県	493	460	2	2	8	3	8	13	4	3	515	481	0	0
富山県	848	808	1	2	23	4	16	37	4	8	892	859	0	0
石川県	462	429	1	1	1	9	16	9	0	0	480	448	5	0
福井県	435	431	0	0	2	0	12	12	0	0	449	443	0	0
山梨県	752	750	31	32	3	2	16	16	7	10	809	810	0	7
長野県	1,472	1,501	43	64	8	3	37	35	10	8	1,570	1,611	0	0
岐阜県	3,346	3,246	157	208	69	47	82	73	44	36	3,698	3,610	0	0
静岡県	5,820	5,772	556	600	106	68	176	370	136	63	6,794	6,873	0	5
愛知県	15,882	15,660	897	721	90	32	347	207	464	791	17,680	17,411	78	42
三重県	3,468	3,380	186	188	6	6	78	80	3	9	3,741	3,663	0	-5
滋賀県	1,742	1,762	176	133	0	0	19	16	6	17	1,943	1,928	0	0
京都府	1,350	1,345	213	221	2	1	149	142	23	20	1,737	1,729	0	0
大阪府	8,077	7,843	155	111	3	5	100	67	1,302	1,154	9,637	9,180	-1	2
兵庫県	3,603	3,491	860	848	21	21	75	84	103	146	4,662	4,590	0	0
奈良県	449	430	8	4	4	2	25	23	1	3	487	462	0	0
和歌山県	142	115	31	29	0	0	1	0	0	0	174	144	0	0
鳥取県	105	101	2	1	6	3	4	6	0	0	117	111	0	0
島根県	318	287	0	0	1	0	6	7	0	1	325	295	0	0
岡山県	687	678	62	56	3	6	44	48	1	6	797	794	0	0
広島県	1,904	1,846	75	62	2	2	35	46	56	76	2,072	2,032	0	0
山口県	354	333	5	11	2	0	7	13	29	24	397	381	0	0
徳島県	145	131	0	0	0	1	2	1	0	0	147	133	0	0
香川県	403	433	0	0	6	0	3	13	0	4	412	450	0	0
愛媛県	223	228	7	10	2	0	7	10	1	1	240	249	0	0
高知県	67	61	0	0	1	0	0	0	0	0	68	61	0	0
福岡県	2,255	2,188	131	174	71	6	38	79	96	42	2,591	2,489	0	-14
佐賀県	125	119	0	0	0	0	1	3	0	1	126	123	0	0
長崎県	156	159	0	3	6	0	1	1	5	0	168	163	0	0
熊本県	301	291	0	0	1	1	1	10	2	0	305	302	0	0
大分県	247	255	4	2	13	3	5	3	0	0	269	263	2	0
宮崎県	118	116	0	0	0	0	5	3	0	0	123	119	0	0
鹿児島県	166	154	1	0	4	0	4	7	0	0	175	161	0	0
沖縄県	607	541	81	60	2	10	14	8	67	99	771	718	0	0
合計	116,288	112,148	9,180	7,922	778	649	3,272	3,194	6,675	8,597	136,193	132,510	730	800

※⑥(参考)欄がマイナスになっているのは、P6【結果を見る上での留意点】2・3によるものである。

## ● 指定都市別人数

	就学				③不就学		④転居・出国 (予定含む)		⑤就学状況 把握できず		①～⑤ 計		⑥(参考) 住民基本 台帳の人数 (Q3)との差	
	①義務教育 諸学校		②外国人 学校											
	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
札幌市	405	405	0	0	0	0	25	8	31	51	461	464	0	0
仙台市	274	265	0	—	0	—	0	—	0	—	274	265	103	72
さいたま市	1,587	1,459	107	98	0	0	70	85	0	1	1,764	1,643	0	0
千葉市	1,480	1,436	0	0	0	0	0	0	18	8	1,498	1,444	201	388
横浜市	4,890	4,606	573	0	7	0	27	0	860	1,514	6,357	6,120	0	0
川崎市	1,950	1,821	197	141	6	5	6	39	161	157	2,320	2,163	0	0
相模原市	754	708	33	30	0	1	30	23	0	0	817	762	0	0
新潟市	171	169	2	0	4	1	4	10	4	2	185	182	0	0
静岡市	323	322	7	7	4	0	12	175	11	2	357	506	0	5
浜松市	1,846	1,864	173	172	18	12	104	127	0	0	2,141	2,175	0	0
名古屋市	4,036	3,830	324	140	27	3	120	47	37	482	4,544	4,502	0	-10
京都市	961	963	196	195	0	0	95	87	0	0	1,252	1,245	0	0
大阪市	4,250	4,190	0	0	0	0	0	0	1,155	918	5,405	5,108	0	0
堺市	657	638	0	0	0	0	17	7	34	29	708	674	-4	2
神戸市	1,534	1,476	549	543	1	0	16	11	71	105	2,171	2,135	0	0
岡山市	388	388	10	11	2	4	30	27	1	1	431	431	0	0
広島市	790	787	72	55	0	0	0	8	46	56	908	906	0	0
北九州市	355	364	48	55	0	0	12	0	10	10	425	429	0	-14
福岡市	1,282	1,232	52	95	69	0	13	56	85	32	1,501	1,415	0	0
熊本市	196	198	0	0	1	1	1	9	2	0	200	208	0	0
指定都市 計	28,129	27,121	2,343	1,542	139	27	582	719	2,526	3,368	33,719	32,777	300	443

※ 「—」は、人数が全く不明な場合（該当する者の有無が不明な場合も含む）を表す。

※⑥(参考)欄がマイナスになっているのは、P6【結果を見る上での留意点】2・3によるものである。

### 2.1.3 学齢相当の外国人の子供の就学状況の把握における新型コロナウイルス感染症の影響

Q9.

Q6における「③不就学」の中に、新型コロナウイルス感染症の影響によると考えられる者が含まれる場合には、把握している範囲でその事例を記入してください。

一部回答抜粋：

- 母親のみ日本に入国し、家族分の住民票登録を行った。その後、子供も入国してくる流れだったが、新型コロナウイルス感染症流行により出国できていない。よって住民票は登録されているが、本人は国外にいる状況である。
- 5/1時点では住所はあるが、新型コロナウイルス感染症により在籍開始は6/1となったため。
- 外国人学校へ通っていたけれども、新型コロナウイルス感染症の流行により退学し、自宅でのオンライン学習に切り替えた兄弟がいる。
- 海外から日本に来た児童が、新型コロナウイルス感染症の影響で母国に帰れなくなった。日本の学校に就学していない理由は、母国の学校に籍を置いたまま、日本の学校に籍を置けるかわからなかったとのこと。新型コロナウイルス感染症がなくなった場合は、母国の学校に籍を置いた状態で日本の学校に籍を置くことができると保護者に伝えたが、現時点で就学相談はない。
- 令和3年度からの就学に向けて準備を進めていたが、新型コロナウイルス感染症が怖いということで令和4年5月1日現在も保護者が就学を希望せずにいる。

等

## 2.2 就学促進の取組

※ Q10 から Q23 は、調査時点で外国人の子供が居住していない地方公共団体においても、居住があった場合にどの選択肢での対応を行うことになっているのかという観点から回答を依頼。

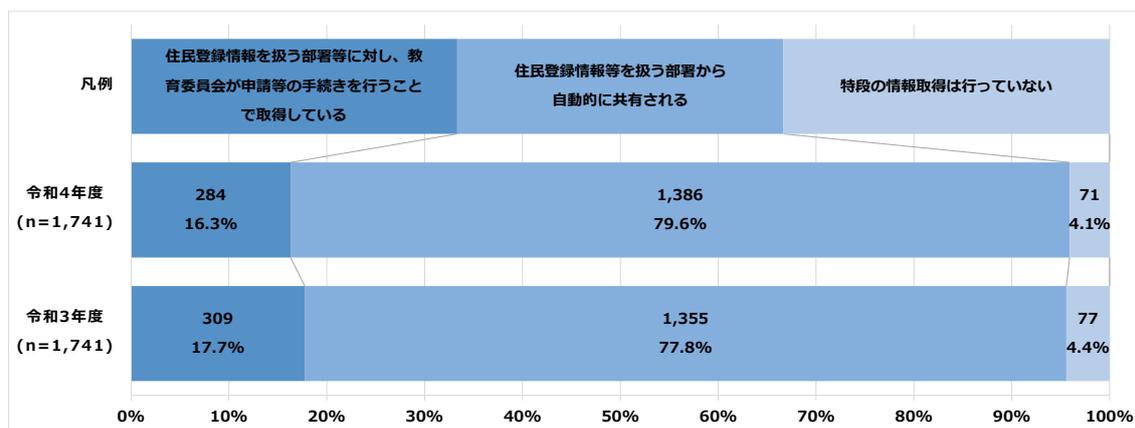
### 2.2.1 外国人の子供に関する転入等の情報の取得

Q10.

貴教育委員会では、外国人の子供に関する転入等の情報を通常どのように取得していますか。次の選択肢の中から該当するものを1つ選択してください。

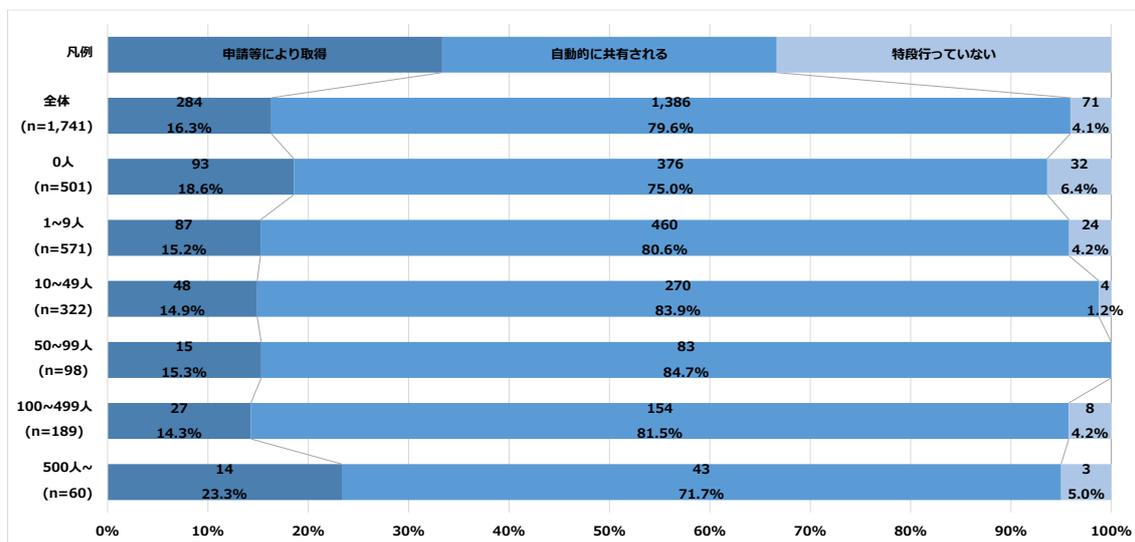
		総数(n)	住民登録情報を扱う部署等に対し、教育委員会が申請等の手続きを行うことで取得している	住民登録情報等を扱う部署から自動的に共有される	特段の情報取得は行っていない
令和4年度	地方公共団体数	1,741	284	1,386	71
	構成比(%)	100.0	16.3	79.6	4.1
令和3年度	地方公共団体数	1,741	309	1,355	77
	構成比(%)	100.0	17.7	77.8	4.4

#### (1) 全体



(2) 令和4年度 外国人の子供の人数規模別

(Q3 (学齢相当の外国人の子供の住民基本台帳上の人数) を基に分類)



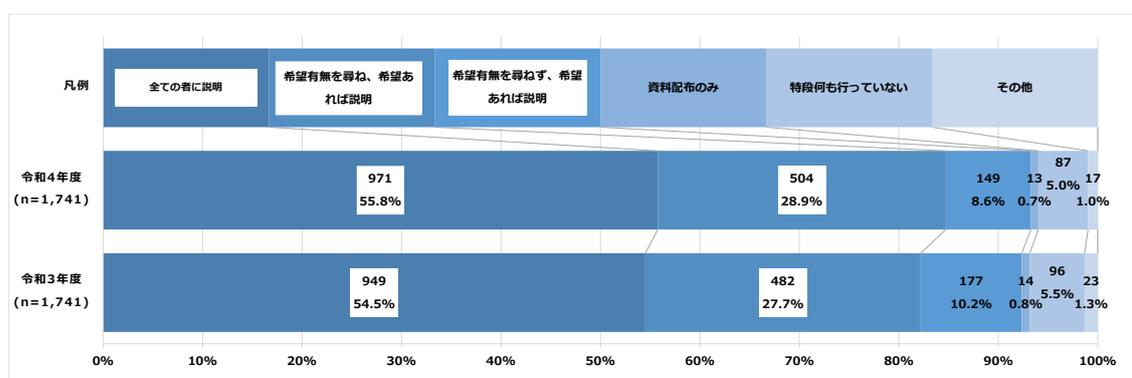
### 2.2.2 住民登録手続きの際の就学に関する説明の実施状況

Q11.

貴地方公共団体において外国人が住民登録に係る手続きを行う際、併せて就学の案内も行っていただけますか（住民登録窓口から教育委員会等へ案内し、そこで就学に関する説明を行っている場合等を含む）。次の選択肢の中から該当するものを1つ選択してください。

		総数(n)	就学希望の有無に関わらず、全ての者に就学に関する説明を行っている	就学希望の有無を尋ね、希望がある場合には、就学に関する説明を行っている	就学希望の有無を尋ねることはしていないが、先方から就学希望があった場合には、就学に関する説明を行っている	就学に関する資料配布のみを行っている	特段何も行ってない	その他
令和4年度	地方公共団体数	1,741	971	504	149	13	87	17
	構成比(%)	100.0	55.8	28.9	8.6	0.7	5.0	1.0
令和3年度	地方公共団体数	1,741	949	482	177	14	96	23
	構成比(%)	100.0	54.5	27.7	10.2	0.8	5.5	1.3

#### (1) 全体



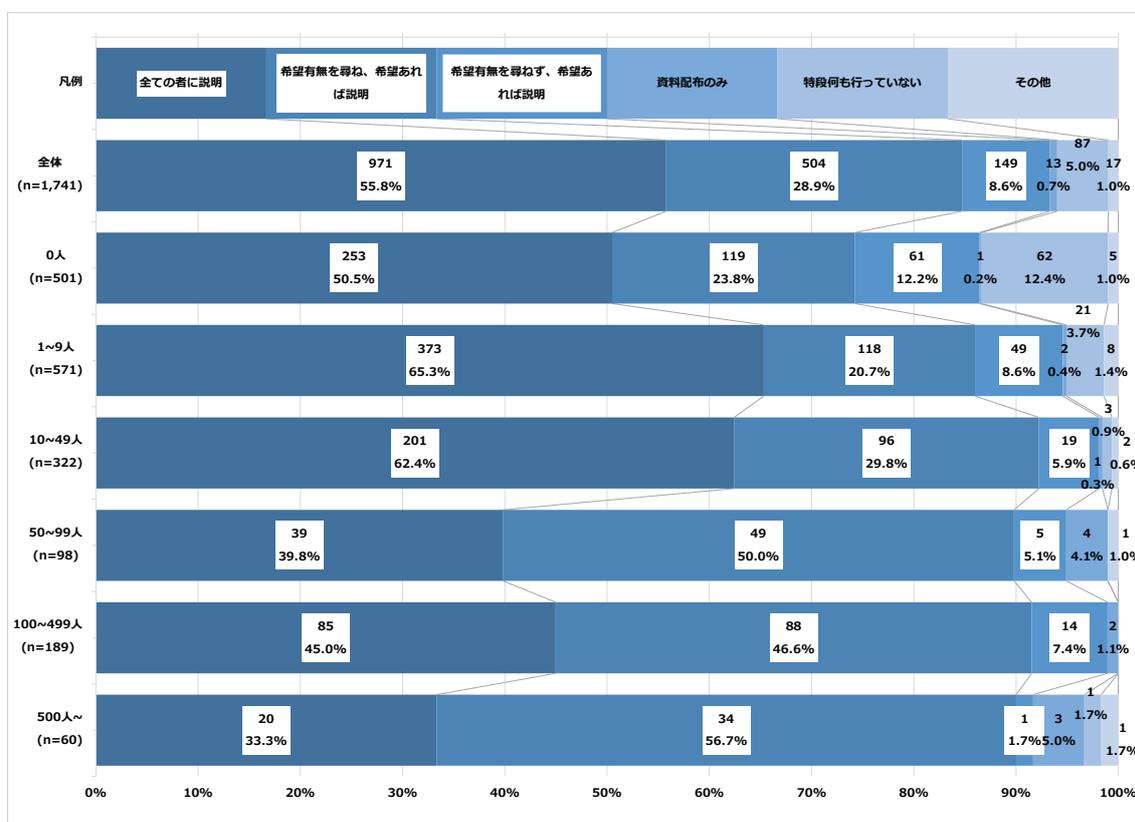
「その他」回答例：

- 住民登録窓口では、就学期にあたる全ての方が就学することを前提に案内する（詳細説明はしない）。その場で就学を希望しない旨の申し出があれば、就学に関する説明と、就学を希望しない理由の聞き取りを行う。
- 特に外国人を対象とした取組はしていないが、広報誌や町内回覧等で、日本人の町民と同様に案内・周知を行っている。
- 就学に限らず、町のパンフレットを配布している。
- 学齢期の外国人が住民登録した事例を担当していないが、住民登録をした窓口から連絡があった場合、教育委員会で説明することとしている。
- 就学希望の有無に関わらず、就学の通知を行う。
- 私立学校就学の場合は学校が対応し、それ以外は教育委員会が対応する。

- 教育委員会から保護者へ就学希望を確認し、個別に対応する。
- 住民登録に基づき就学通知書を発行している。
- 住民票を扱う部署において学齢期にある児童生徒がいることを確認した場合は、教育委員会事務局へ行くよう案内している。
- 窓口にて、教育委員会での就学手続きが必要な旨の帳票を配布している。
- 住民手続を行う市民課で渡されるガイドメッセージで、「就学希望者は教育委員会へ連絡してください」と案内をしている。

等

(2) 令和4年度 外国人の子供の人数規模別  
(Q3 (学齢相当の外国人の子供の住民基本台帳上の人数) を基に分類)



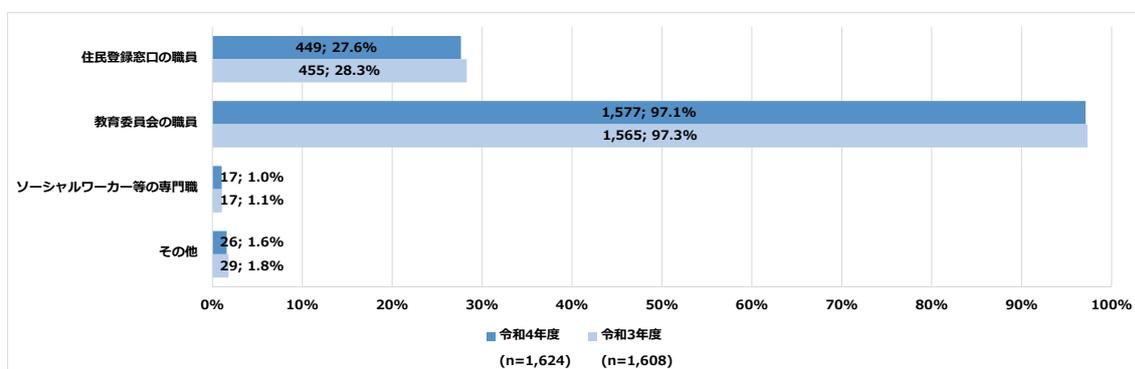
## 2.2.3 2.2.2 で就学に関する説明を行う際の説明者

Q12.

Q11 で「(ア) 就学希望の有無に関わらず、全ての者に就学に関する説明を行っている」、  
 「(イ) 就学希望の有無を尋ね、希望がある場合には、就学に関する説明を行っている」、  
 又は「(ウ) 就学希望の有無を尋ねることはしていないが、先方から就学希望があった場合には、就学に関する説明を行っている」を選択した場合、就学に関する説明を行っている者について、次の選択肢の中から該当するものを全て選択してください。（複数選択）

		総数(n)	住民登録窓口の職員	教育委員会の職員	ソーシャルワーカー等の専門職	その他
令和4年度	地方公共団体数	1,624	449	1,577	17	26
	構成比(%)	100.0	27.6	97.1	1.0	1.6
令和3年度	地方公共団体数	1,608	455	1,565	17	29
	構成比(%)	100.0	28.3	97.3	1.1	1.8

## (1) 全体



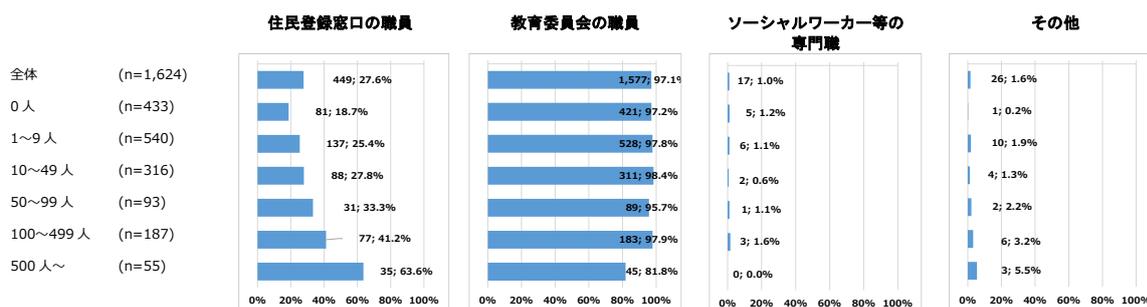
「その他」記載例：

- 市の就学手続き窓口の職員
- こども／子ども課
- 子育て包括支援センター（こども家庭課）
- 多文化共生担当課（人づくり課）の外国籍職員
- 福祉担当者
- 子育て支援課の職員
- 区役所保健福祉課子ども・家庭相談コーナー（教育相談の嘱託職員）
- まちづくり課
- 外国語対応課（市民生活課）
- 外国人住民支援担当の職員

- 社会環境課 人権多文化共生推進係（市長部局）の通訳員
  - 村移住担当者
  - 居住地を校区とする小中学校の職員
  - シティプロモーション課管轄の多文化交流センター（外国人相談窓口）の職員
  - 多文化共生センター
  - 住民登録窓口職員が「就学通知書」を転入等の際に、窓口で手交する。さらに、教育委員会の職員に相談があり、就学に関する説明等を行う。
  - 必要に応じて、就学事務担当課へ案内を行っている。
  - 就学に関しての問合せや具体的な手続き等については、各学校で対応している。
  - 地域の社会教育（日本語教室等）において把握している、特定の言語に長けている地域住民の方にも、通訳等、対話に入っていただくケースもある。
  - 市長部局で採用している多文化共生相談員に通訳をしてもらい説明している。
- 等

(2) 令和4年度 外国人の子供の人数規模別

(Q3（学齢相当の外国人の子供の住民基本台帳上の人数）を基に分類)



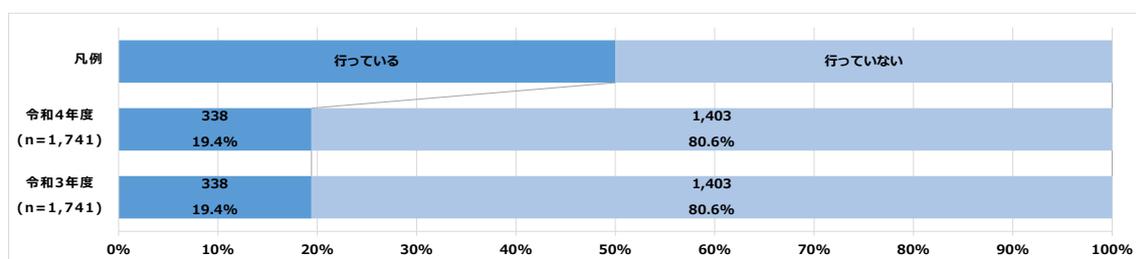
## 2.2.4 就学ガイドブック等、就学の案内に関する資料の備付け・配布の状況

Q13.

貴地方公共団体では、就学ガイドブック等、就学の案内に関する資料の備付け・配布を行っていますか（Q19の就学案内の家庭への送付を除く）。次の選択肢の中から該当するものを1つ選択してください。

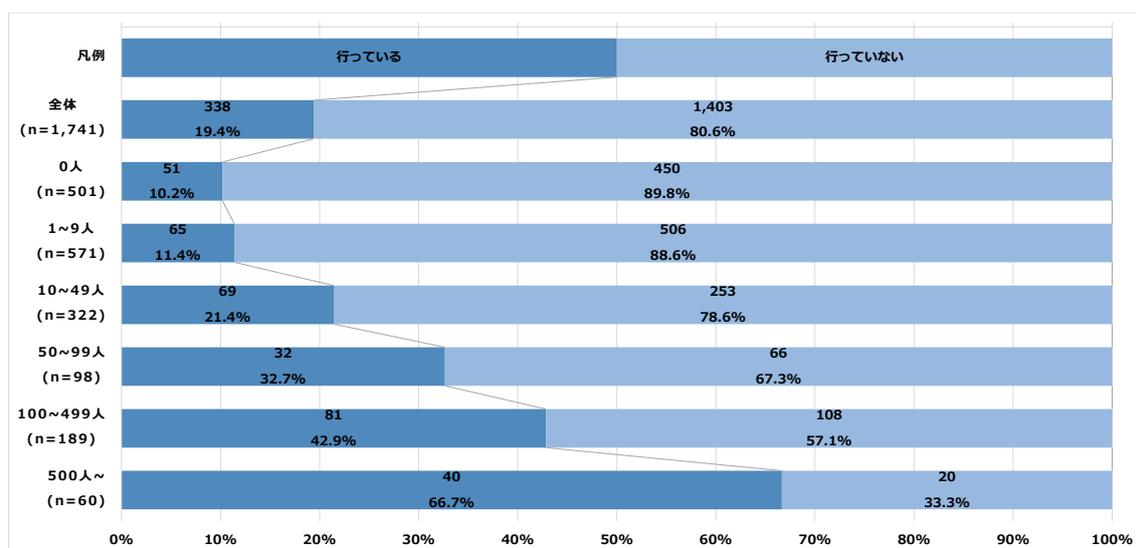
		総数(n)	行っている	行っていない
令和4年度	地方公共団体数	1,741	338	1,403
	構成比(%)	100.0	19.4	80.6
令和3年度	地方公共団体数	1,741	338	1,403
	構成比(%)	100.0	19.4	80.6

## (1) 全体



## (2) 令和4年度 外国人の子供の人数規模別

(Q3 (学齢相当の外国人の子供の住民基本台帳上の人数) を基に分類)

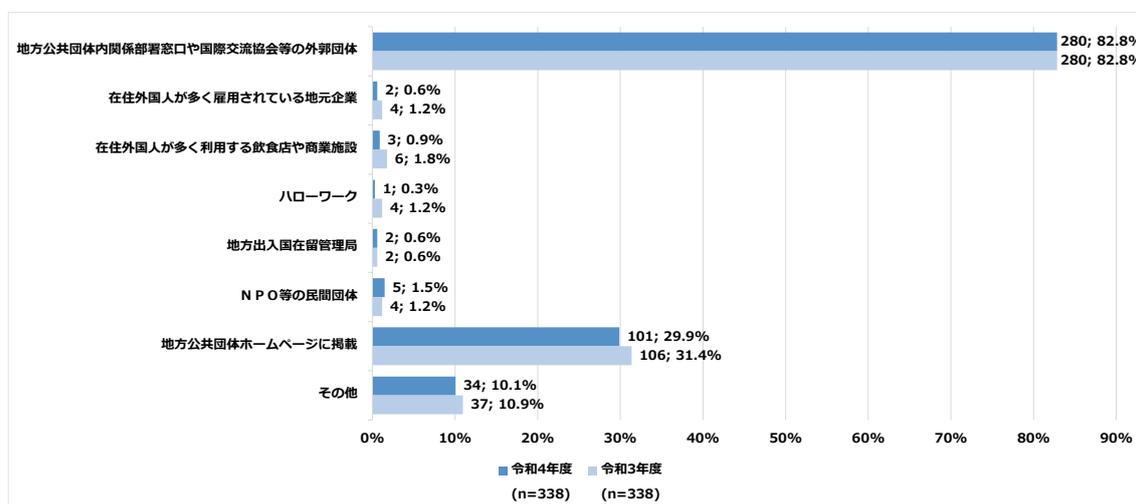


2.2.5 就学ガイドブック等、就学の案内に関する資料の備付け・配布先

Q14.

Q13で「(ア) 行っている」を選択した場合、その備付け・配布先について、次の選択肢の中から該当するものを全て選択してください。(複数選択)

		総数 (n)	地方公共団体内関係部署窓口 (住民基本台帳、教育、福祉、多文化共生部署等) や国際交流協会等の外郭団体	在住外国人が多く雇用されている地元企業	在住外国人が多く利用する飲食店や商業施設	ハローワーク	地方出入国在留管理局	NPO等の民間団体	地方公共団体ホームページに掲載	その他
令和4年度	地方公共団体数	338	280	2	3	1	2	5	101	34
	構成比(%)	100.0	82.8	0.6	0.9	0.3	0.6	1.5	29.9	10.1
令和3年度	地方公共団体数	338	280	4	6	4	2	4	106	37
	構成比(%)	100.0	82.8	1.2	1.8	1.2	0.6	1.2	31.4	10.9



「その他」記載例：

- 大学施設の窓口
- 関係事務所、保育園・幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校

- 就学希望がある場合、教育委員会で就学について説明する際に配布している。文部科学省作成「外国人児童生徒のための就学ガイドブック」を活用している。
- 就学予定の外国にルーツのある園児の保護者を対象に入学ガイダンス（希望者）を開催し、その際の資料として本市教育委員会作成の「小学校入学準備ガイドブック」を配布している。
- 当課窓口に就学ガイドブックを備え付けている。
- 教育委員会窓口に資料を備え付けている。
- ボランティアグループが作成した子育てに関する冊子（日本語で作成されたもの）を、小学校入学予定児童の保護者には就学時健康診断の際に配布している。中学生の保護者には入学式の際に配布している。
- 就学説明会時に配付している。
- 区発行の広報紙にて周知している。
- 県作成の就学案内（多言語対応）を執務室前棚に備え付けている。
- 保育園（こども園）年長児の保護者に配付している。
- 就学予定外国人児童保護者対象説明会を実施し、参加者に配布している。
- 市内小中学校へ入学・編入を希望する保護者へ説明する際、配布している。
- 不就学実態調査を行う際に、当該家庭を家庭訪問し、就学案内文書を配布している。
- 就学通知書を送付する際に、併せて就学案内も送付している。

等

## 2.2.6 就学ガイドブック等、就学の案内に関する資料の記載言語

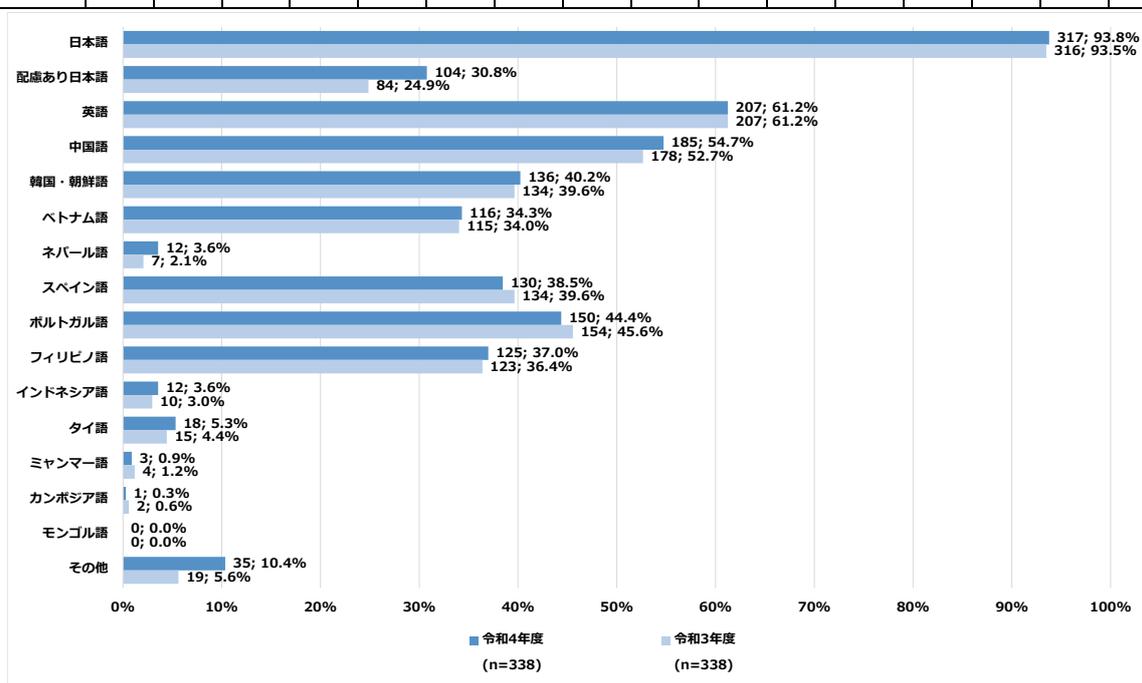
Q15.

Q13で「(ア) 行っている」を選択した場合、資料の内容はどのような言語で記載していますか。次の選択肢の中から該当するものを全て選択してください。

※注：「(イ) 配慮あり日本語」を選択する場合は、必ず「(ア) 日本語」も選択してください。(複数選択)

## (1) 対応言語

		総数 (n)	日本語	配慮あり日本語	英語	中国語	韓国・朝鮮語	ベトナム語	ネパール語	スペイン語	ポルトガル語	フィリピン語	インドネシア語	タイ語	ミャンマー語	カンボジア語	モンゴル語	その他
令和4年度	地方公共団体数	338	317	104	207	185	136	116	12	130	150	125	12	18	3	1	0	35
	構成比(%)	100.0	93.8	30.8	61.2	54.7	40.2	34.3	3.6	38.5	44.4	37.0	3.6	5.3	0.9	0.3	0.0	10.4
令和3年度	地方公共団体数	338	316	84	207	178	134	115	7	134	154	123	10	15	4	2	0	19
	構成比(%)	100.0	93.5	24.9	61.2	52.7	39.6	34.0	2.1	39.6	45.6	36.4	3.0	4.4	1.2	0.6	0.0	5.6



※配慮あり日本語：日本語ではあるが、やさしい日本語、ルビ振りなど、外国人が読みやすいように何らかの配慮を行っている場合。

「その他」記載例：

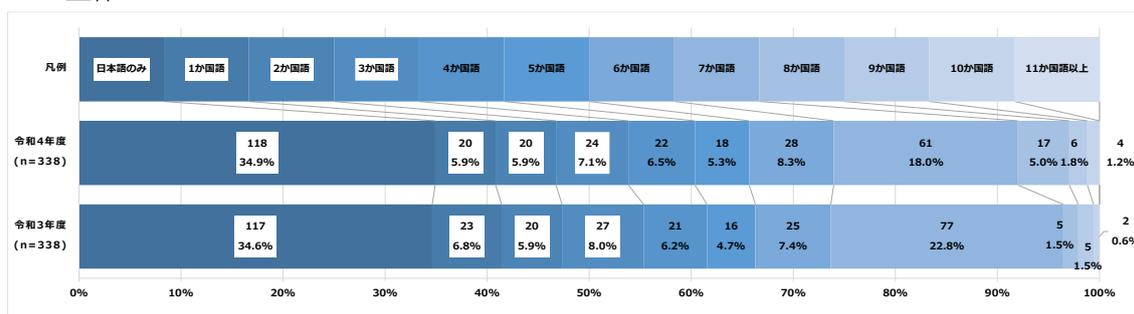
- トルコ語／ロシア語／フランス語／ウクライナ語／ビサイヤ語／アラビア語／ペルシヤ語

- 対象者に応じて可能な限り適切な言語で対応している。
- 文科省のHPへリンクしている。
- 翻訳アプリを使用。

(2) 対応言語数

		総数 (n)	日本語のみ	(日本語以外に)										
				1か国語	2か国語	3か国語	4か国語	5か国語	6か国語	7か国語	8か国語	9か国語	10か国語	11か国語以上
令和4年度	地方公共団体数	338	118	20	20	24	22	18	28	61	17	6	4	0
	構成比(%)	100.0	34.9	5.9	5.9	7.1	6.5	5.3	8.3	18.0	5.0	1.8	1.2	0.0
令和3年度	地方公共団体数	338	117	23	20	27	21	16	25	77	5	5	2	0
	構成比(%)	100.0	34.6	6.8	5.9	8.0	6.2	4.7	7.4	22.8	1.5	1.5	0.6	0.0

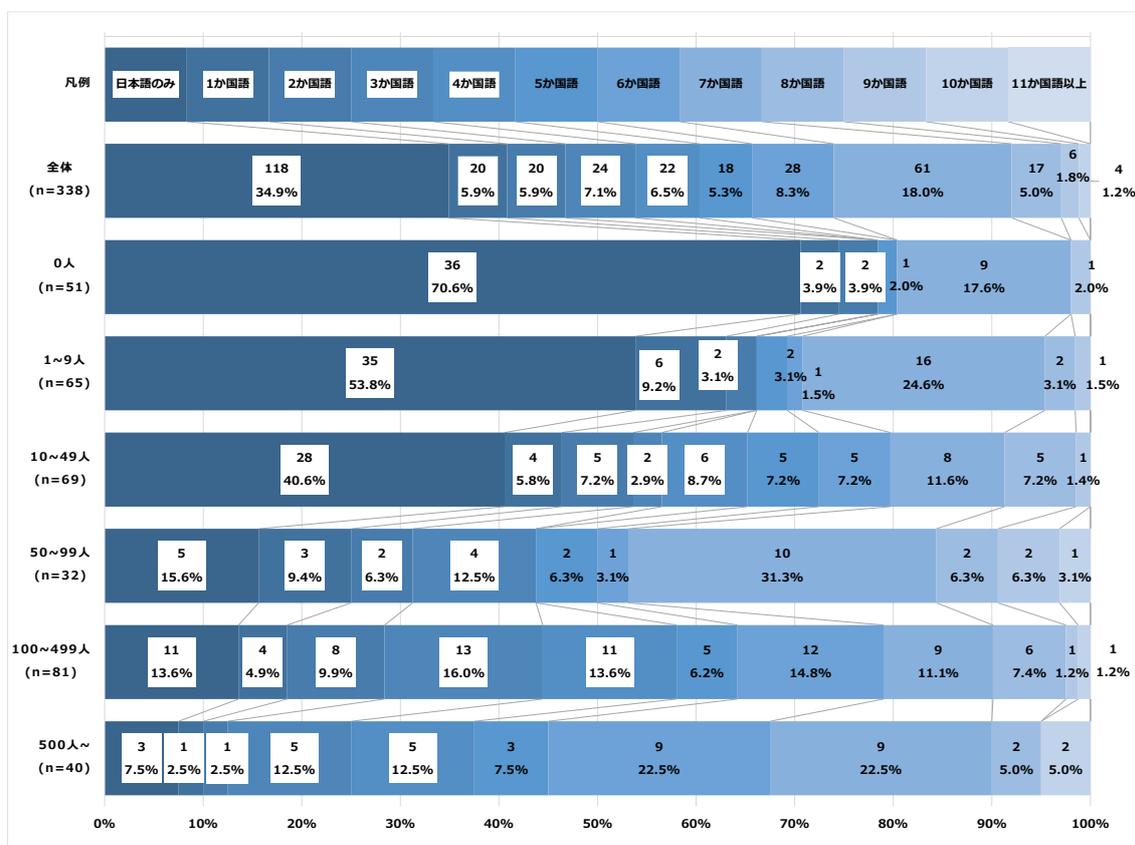
● 全体



※ 「その他」のうち、複数言語の具体記述があった場合、それぞれ1言語として集計している。

※ 「その他」のうち、「機械翻訳の活用」を記載している場合、1言語として集計している。

- 令和4年度 外国人の子供の人数規模別  
 (Q3 (学齢相当の外国人の子供の住民基本台帳上の人数) を基に分類)



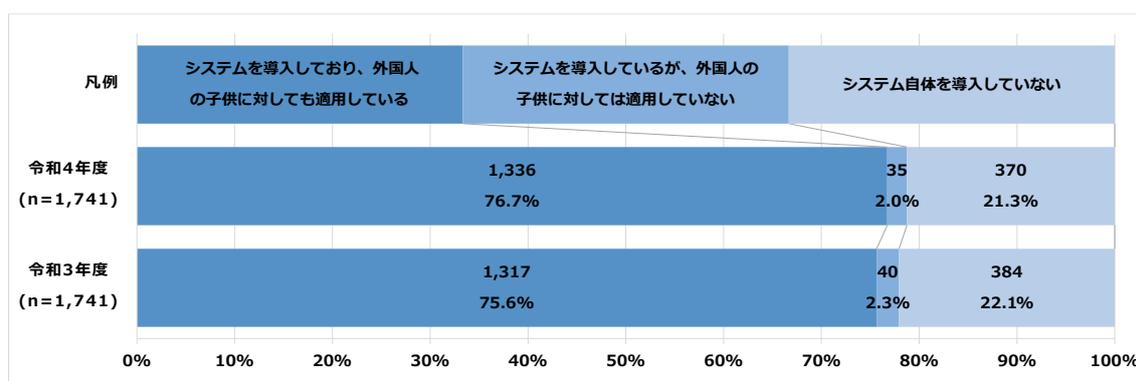
## 2.2.7 住民基本台帳システムと連動した学齢簿システムの導入・適用状況

Q16.

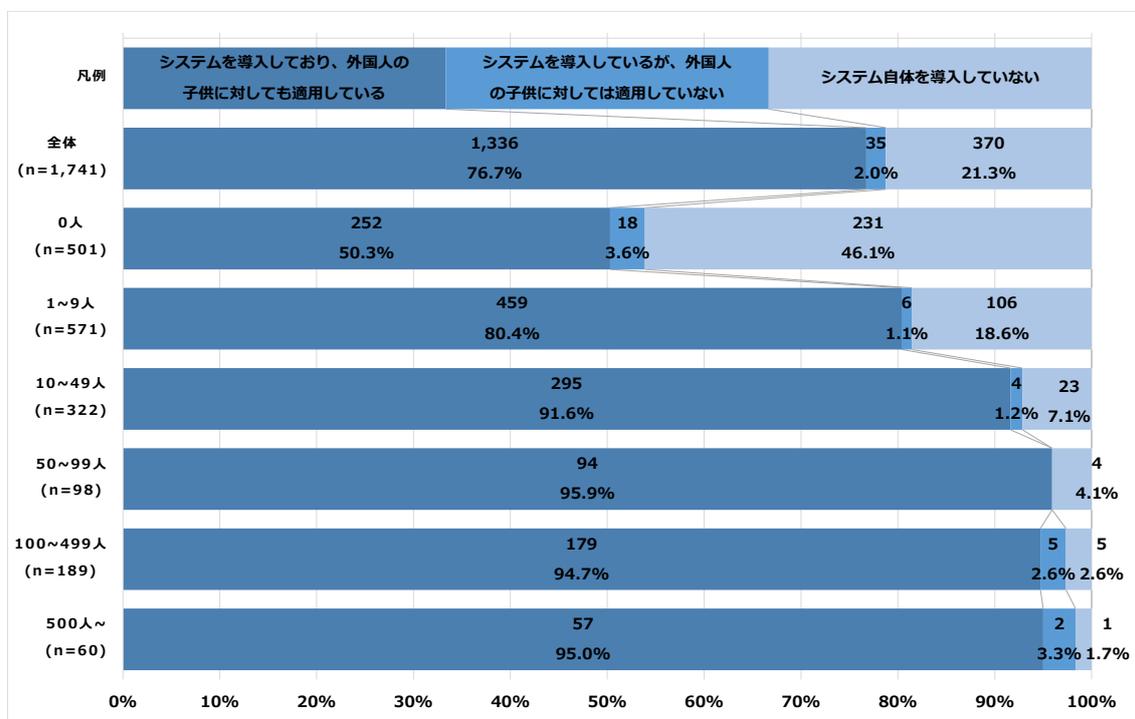
貴地方公共団体では、住民基本台帳システムと連動した学齢簿システムを導入し、外国人の子供に対しても適用していますか。次の選択肢の中から該当するものを1つ選択してください。

		総数(n)	システムを導入しており、外国人の子供に対しても適用している	システムを導入しているが、外国人の子供に対しては適用していない	システム自体を導入していない
令和4年度	地方公共団体数	1,741	1,336	35	370
	構成比(%)	100.0	76.7	2.0	21.3
令和3年度	地方公共団体数	1,741	1,317	40	384
	構成比(%)	100.0	75.6	2.3	22.1

## (1) 全体



(2) 令和4年度 外国人の子供の人数規模別  
 (Q3 (学齢相当の外国人の子供の住民基本台帳上の人数) を基に分類)



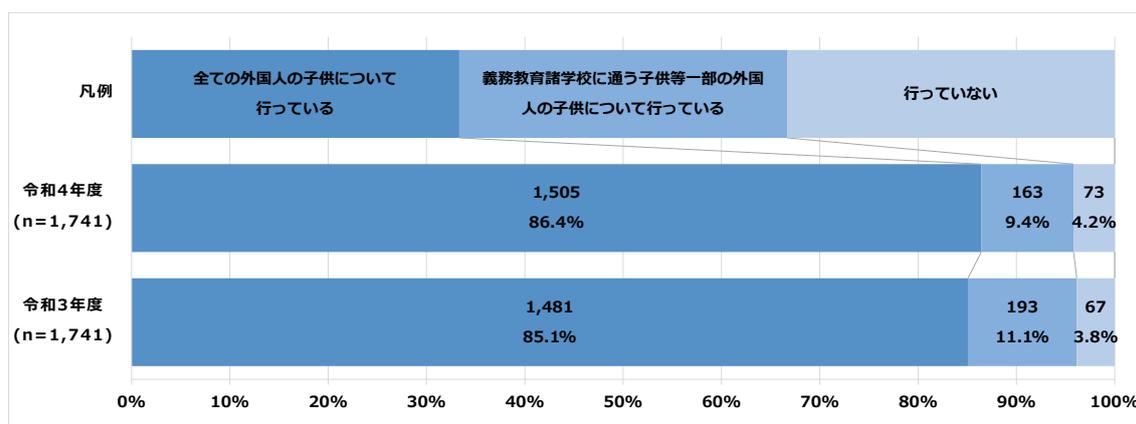
## 2.2.8 学齢相当の外国人の子供に係る学齢簿の作成状況

Q17.

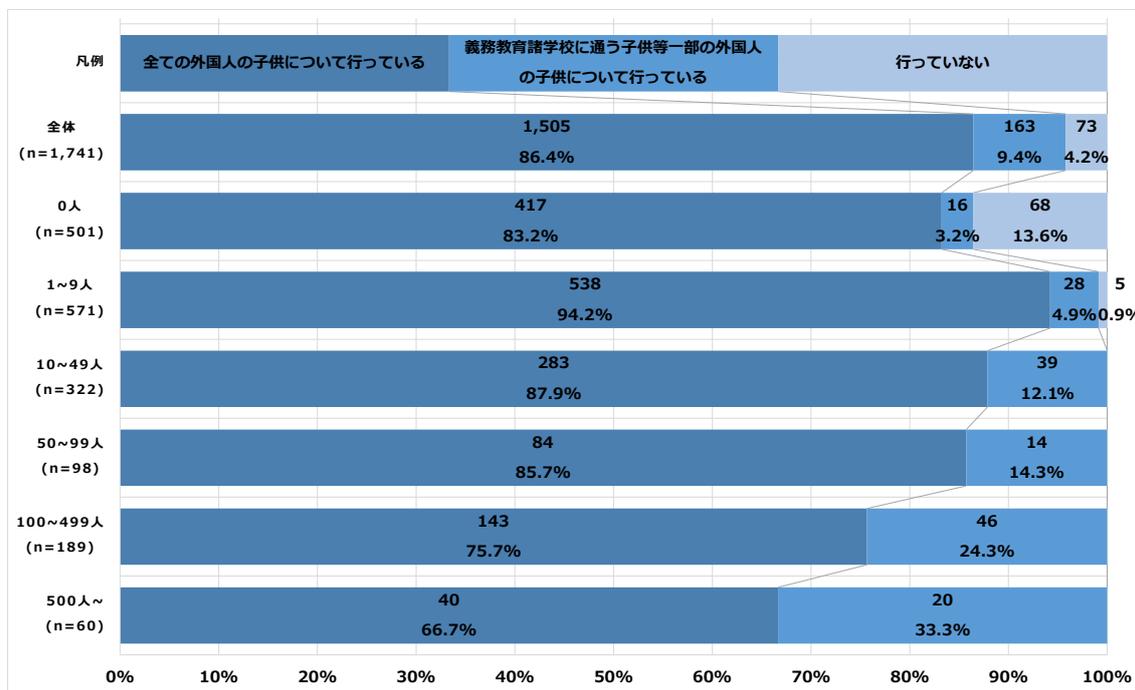
貴教育委員会では、学齢簿の編製にあたり、学齢の外国人の子供についても一体的に就学状況を管理していますか。次の選択肢の中から該当するものを1つ選択してください。

		総数(n)	全ての外国人の子供について行っている	義務教育諸学校に通う子供等一部の外国人の子供について行っている	行っていない
令和4年度	地方公共団体数	1,741	1,505	163	73
	構成比(%)	100.0	86.4	9.4	4.2
令和3年度	地方公共団体数	1,741	1,481	193	67
	構成比(%)	100.0	85.1	11.1	3.8

## (1) 全体



(2) 令和4年度 外国人の子供の人数規模別  
 (Q3 (学齢相当の外国人の子供の住民基本台帳上の人数) を基に分類)



### 2.2.9 学齢相当の外国人の子供に係る学齢簿の作成を行うことができない理由

Q18.

Q17 において、「(イ) 義務教育諸学校に通う子供等一部の外国人の子供について行っている」又は「(ウ) 行っていない」と回答した教育委員会においては、行うことが出来ない事情を具体的にお答えください。

一部回答抜粋：

- 対象となる外国人の子供がいない。
- 学齢簿を作成し、就学に関する案内を送付しているが、返答がない場合、就学希望無しとして、処理するため。
- システム上、義務教育諸学校以外の管理ができないため。
- 就学案内の送付や家庭訪問を行っても反応がない家庭の子供については学齢簿を作成せず、別のデータで管理をしている。
- 転入時や学齢に達した時に就学に関する案内を実施しているが、義務教育には該当しないため、就学の意味がない場合には追跡調査を実施していなかった。
- 就学状況が不明な外国籍児童の保護者に対しては、調査票の配布や教育委員会への連絡を呼びかけているが、保護者から回答を得られない場合もあり、すべての外国人の子供について管理することが困難なため。
- 義務教育諸学校以外に就学した場合、その後の就学状況の把握が困難であるため。
- 市外等から外国籍の方が転入してきた際に、就学の希望がある場合は担当課が教育委員会へ案内を行っているが、希望がない場合等は教育委員会へ繋がらず、すべての情報を把握することができないため。
- 居住実態と住民票の不一致があるなど、全ての外国籍の子供について把握することは困難と考えるため。
- 就学時健康診断時に外国人の子供について把握し、就学について案内しているが、就学手続きをしなかった子供について管理できない場合がある。
- 外国人の子供について、就学時・転入時に就学の案内をしているが、保護者からの申し出がない場合は就学状況が把握できないため。
- 就学に関する案内後、連絡がとれないため。
- 住民基本台帳システムと連動した学齢簿システムを導入することは出来ているが、義務教育学校以外の外国人の子供について転居先（外国）の就学状況については把握できないため。
- 外国籍の子供については、就学状況の把握に努めているが、連絡がつかないなどの理由により就学状況が不明の子供がいる。
- 転入手続き後、住民登録窓口において教育委員会への案内をしてもらっているが、まわってこない方もいる。入学時期に合わせて就学案内通知を送付するが、返答がない方もいる。

等

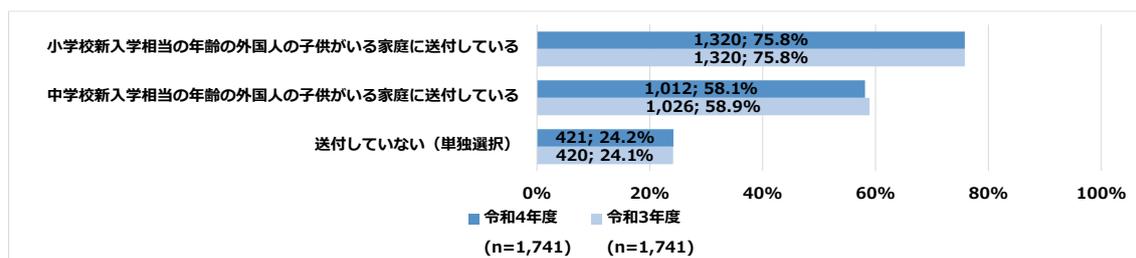
2.2.10 就学案内の送付状況

Q19.

貴地方公共団体における、外国人の子供がいる家庭に対する就学案内の送付について、次の選択肢の中から該当するものを全て選択してください。(複数選択)

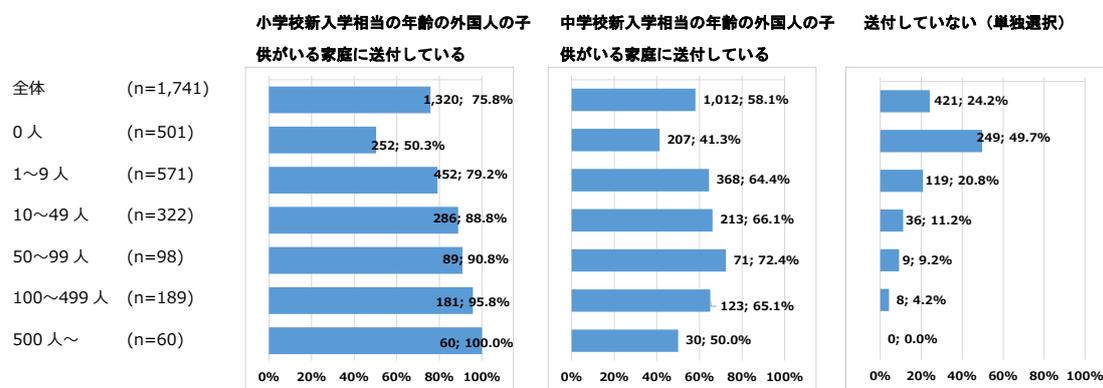
		総数(n)	小学校新入学相当の年齢の外国人の子供がいる家庭に送付している	中学校新入学相当の年齢の外国人の子供がいる家庭に送付している	送付していない(単独選択)
令和4年度	地方公共団体数	1,741	1,320	1,012	421
	構成比(%)	100.0	75.8	58.1	24.2
令和3年度	地方公共団体数	1,741	1,320	1,026	420
	構成比(%)	100.0	75.8	58.9	24.1

(1) 全体



(2) 令和4年度 外国人の子供の人数規模別

(Q3 (学齢相当の外国人の子供の住民基本台帳上の人数) を基に分類)



## 2.2.11 (就学案内を送付している場合) 就学案内の言語

Q20.

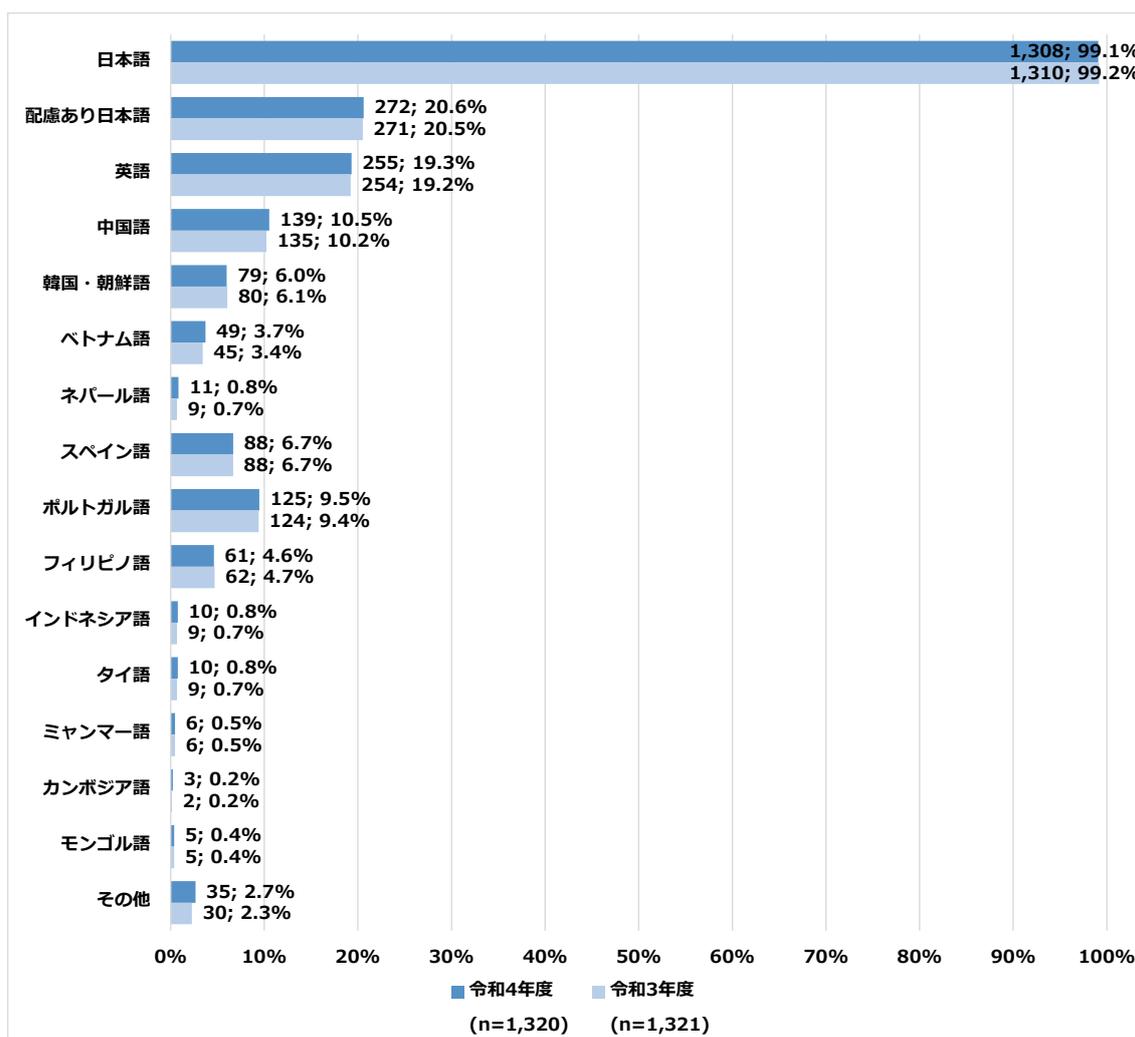
Q19 で「(ア) 小学校新入学相当の年齢の外国人の子供がいる家庭に送付している」又は「(イ) 中学校新入学相当の年齢の外国人の子供がいる家庭に送付している」を選択した場合、どのような言語での案内を行っていますか。次の選択肢の中から該当するものを全て選択してください。

※注：「(イ) 配慮あり日本語」を選択する場合は、必ず「(ア) 日本語」も選択してください。

(複数選択)

## (1) 対応言語

		総数 (n)	日本語	配慮あり 日本語	英語	中国語	韓国・ 朝鮮語	ベトナム 語	ネパール 語	スペイン 語	ポルトガ ル語	フィリ ピノ語	インド ネシア 語	タイ語	ミヤ ンマー 語	カンボ ジア語	モン ゴル語	その他
令和 4年度	地方公共 団体数	1,320	1,308	272	255	139	79	49	11	88	125	61	10	10	6	3	5	35
	構成比(%)	100.0	99.1	20.6	19.3	10.5	6.0	3.7	0.8	6.7	9.5	4.6	0.8	0.8	0.5	0.2	0.4	2.7
令和 3年度	地方公共 団体数	1,321	1,310	271	254	135	80	45	9	88	124	62	9	9	6	2	5	30
	構成比(%)	100.0	99.2	20.5	19.2	10.2	6.1	3.4	0.7	6.7	9.4	4.7	0.7	0.7	0.5	0.2	0.4	2.3



※配慮あり日本語：日本語ではあるが、やさしい日本語、ルビ振りなど、外国人が読みやすいように何らかの配慮を行っている場合。

「その他」記載例：

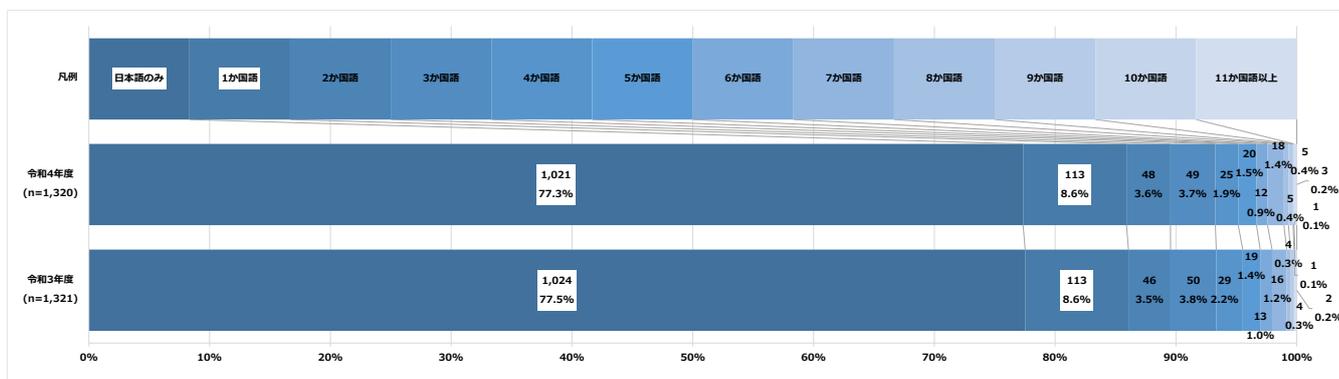
- 就学案内の送付に対して反応が無かった場合、外国語が話せる職員と自宅訪問や電話連絡等を行い、対象者へ意思確認を行っている。
- 翻訳等を用いて外国人に合わせた言語で説明している。
- ポルトガル語、中国語、英語については、市民だよりに掲載している。
- 保護者が必要とする言語で翻訳した通知書をつけている。
- 家庭状況に併せ、検討を行う。
- どんな言語でも、母国語で案内をするように努める。
- 就学のお知らせ文書に記載した携帯電話 QR コードを読み取ることで、文書を多言語で読めるようにしている。

等

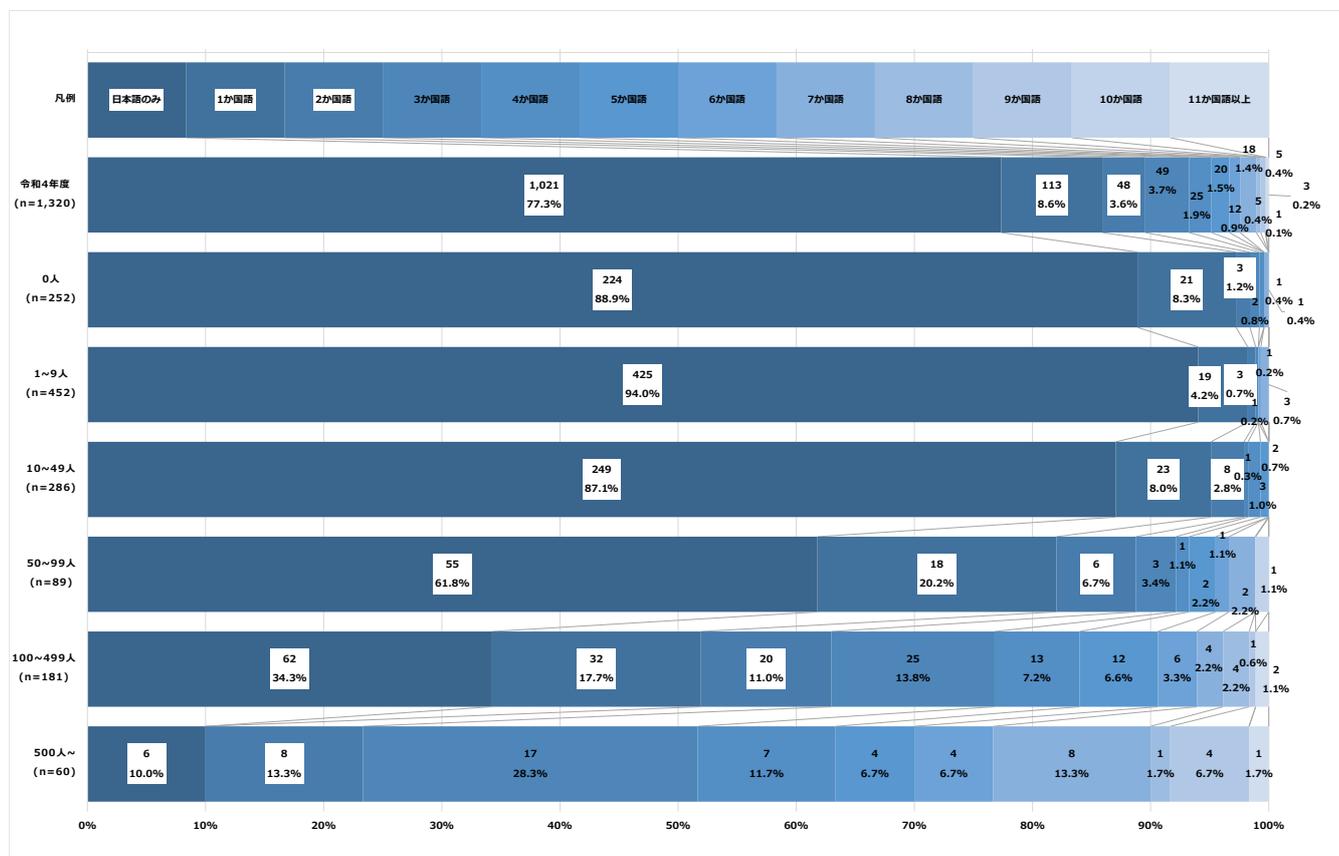
(2) 対応言語数

		総数 (n)	日本語のみ	(日本語以外に)										
				1か国語	2か国語	3か国語	4か国語	5か国語	6か国語	7か国語	8か国語	9か国語	10か国語	11か国語以上
令和4年度	地方公共団体数	1,320	1,021	113	48	49	25	20	12	18	5	5	1	3
	構成比(%)	100.0	77.3	8.6	3.6	3.7	1.9	1.5	0.9	1.4	0.4	0.4	0.1	0.2
令和3年度	地方公共団体数	1,321	1,024	113	46	50	29	19	13	16	4	4	1	2
	構成比(%)	100.0	77.5	8.6	3.5	3.8	2.2	1.4	1.0	1.2	0.3	0.3	0.1	0.2

● 全体



- 令和4年度外国人の子供の人数規模別  
 (Q3 (学齢相当の外国人の子供の住民基本台帳上の人数) を基に分類)



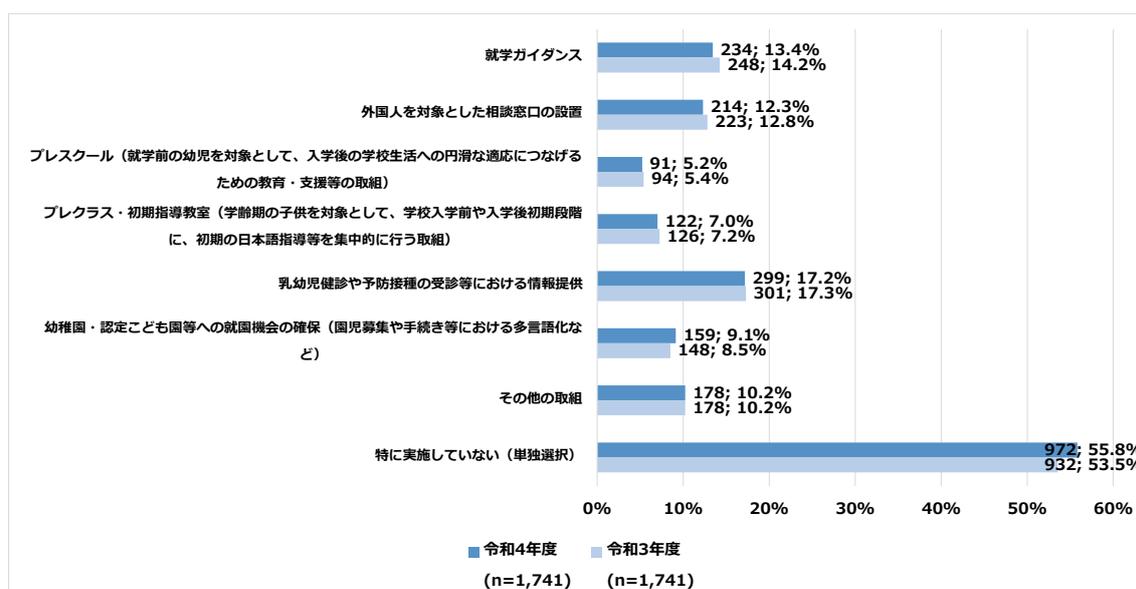
2.2.12 外国人の就学促進に係る支援の実施状況

Q21.

外国人の就学促進に係る支援として、貴地方公共団体においてどのような取組を実施していますか。次の選択肢の中から該当するものを全て選択してください。(複数選択)

		総数 (n)	就学ガイダンス	外国人を対象とした相談窓口の設置	プレスクール(就学前の幼児を対象として、入学後の学校生活への円滑な適応につなげるための教育・支援等の取組)	プレクラス・初期指導教室(学齢期の子供を対象として、学校入学前や入学後初期段階に、初期の日本語指導等を集中的に行う取組)	乳幼児健診や予防接種の受診等における情報提供	幼稚園・認定こども園等への就園機会の確保(園児募集や手続き等における多言語化など)	その他の取組	特に実施していない(単独選択)
令和4年度	地方公共団体数	1,741	234	214	91	122	299	159	178	972
	構成比(%)	100.0	13.4	12.3	5.2	7.0	17.2	9.1	10.2	55.8
令和3年度	地方公共団体数	1,741	248	223	94	126	301	148	178	932
	構成比(%)	100.0	14.2	12.8	5.4	7.2	17.3	8.5	10.2	53.5

(1) 全体

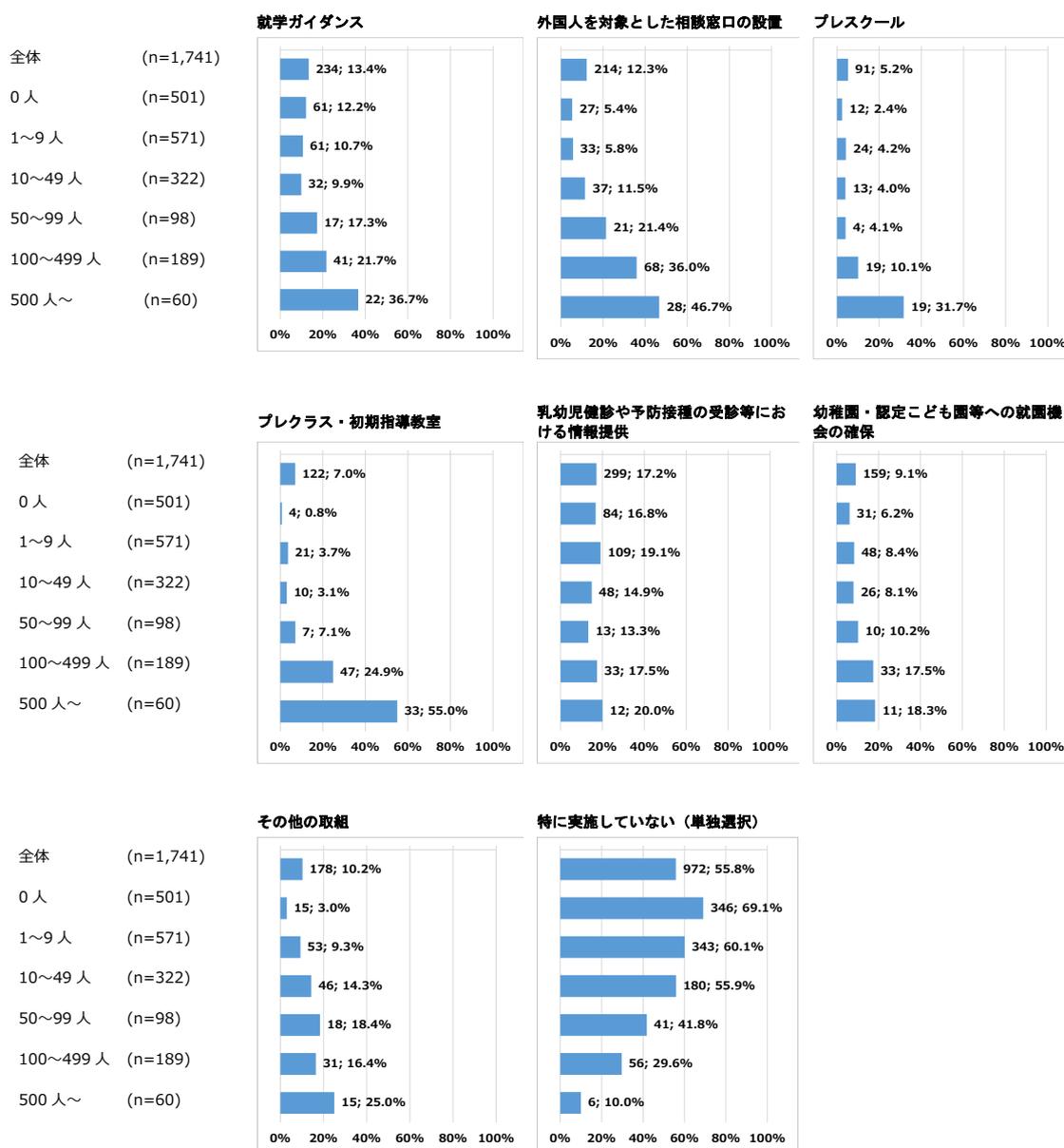


「その他」記載例：

- 就学時健診や入学説明会、通訳の配置
- 外国人対応支援員の配置
- 教育委員会・学校・保護者による就学に関する相談会の開催
- 広報誌やホームページの利用
- 日本語指導コーディネーターによる巡回指導
- 日本語が理解できない児童生徒を支援する通訳ボランティアを派遣する。
- 市立小学校・中学校へ指導員を派遣し、外国籍や帰国により日本語の理解が不十分な児童・生徒に対して日本語や学校生活の適応を図るために適応教室（日本語指導）を実施している。
- 必要に応じ学校生活支援員を配置するなどの支援を行っている。
- 児童生徒及び保護者と面談等を行い、必要な支援を検討し実施。
- 日本語がわからない児童については支援員（通訳の先生）を配置して、学習面でのサポートをしている。また、保育園での巡回相談の中で、支援が必要なケースを把握し、入学予定の小学校につないでいる。
- 就学時健診用文書を多言語化し、個別に案内している。
- 外国人児童生徒の状況を踏まえ、希望する小中学校に同 NPO 法人による日本語指導ボランティアを派遣し、日本語習得を支援している。また、必要に応じて保護者面談の際に NPO 法人に通訳の派遣を依頼している。
- 日本語能力が不十分であり、個別に支援が必要であると判断された児童生徒が在籍する学校に外国人語学補助員を配置している。

等

(2) 令和4年度 外国人の子供の人数規模別  
 (Q3 (学齢相当の外国人の子供の住民基本台帳上の人数) を基に分類)



### 2.2.13 就学状況が不明又は不就学の外国人の子供に対する就学状況把握及び就学促進のための取組状況

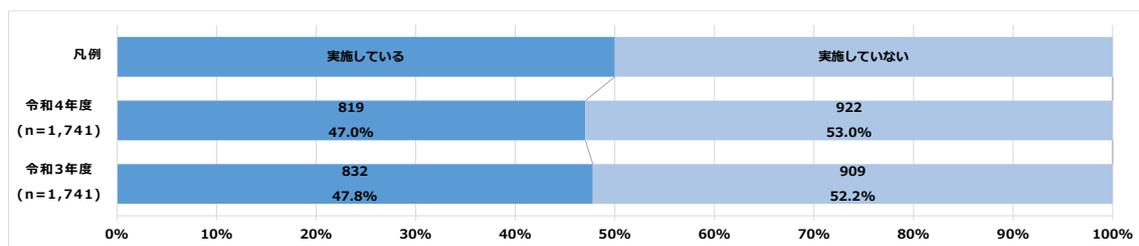
Q22.

就学状況が不明又は不就学の外国人の子供の就学状況の把握や就学の促進のために貴地方公共団体が実施している取組とその実施主体について、次の表の該当する取組を全て選択し、且つ、実施主体も選択してください。（「(カ) 特に実施していない」を選択された場合は、実施主体の選択は必要ありません。）（複数選択）

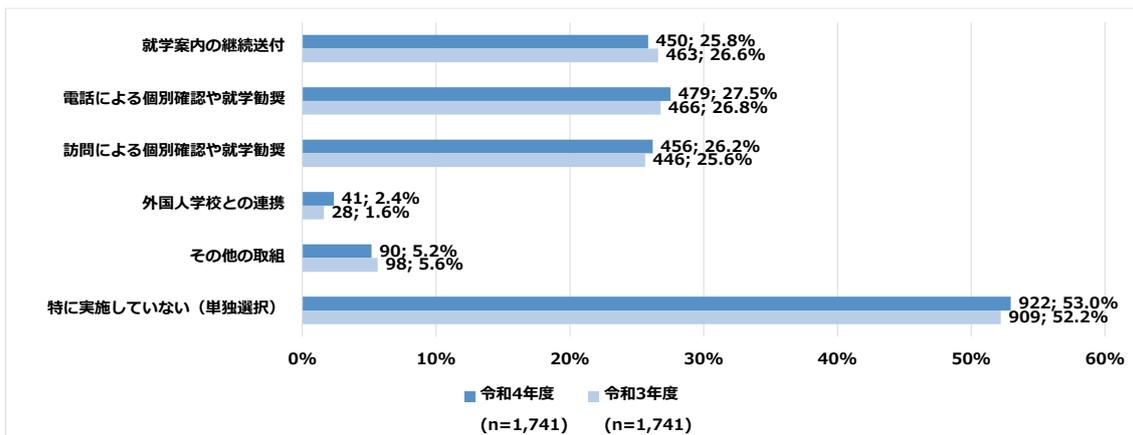
#### (1) 実施している取組

		総数 (n)	就学案内の継続送付	電話による個別確認や就学勧奨	訪問による個別確認や就学勧奨	外国人学校との連携	その他の取組	特に実施していない (単独選択)
令和4年度	地方公共団体数	1,741	450	479	456	41	90	922
	構成比(%)	100.0	25.8	27.5	26.2	2.4	5.2	53.0
令和3年度	地方公共団体数	1,741	463	466	446	28	98	909
	構成比(%)	100.0	26.6	26.8	25.6	1.6	5.6	52.2

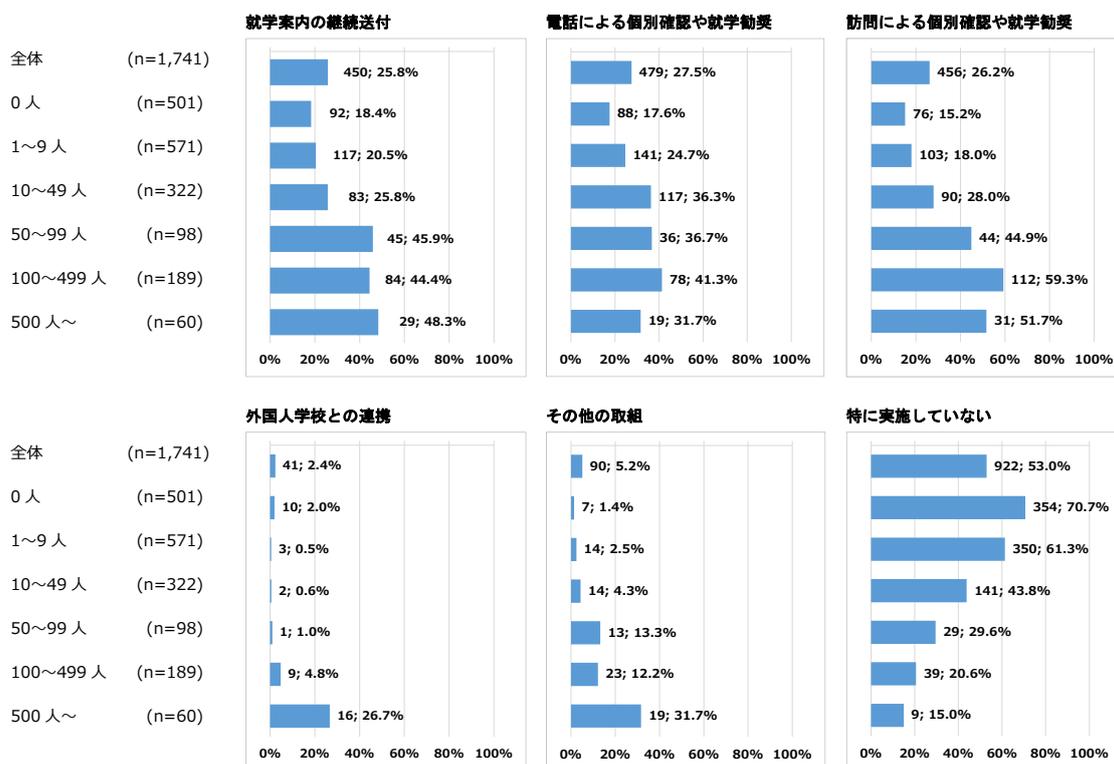
#### ● 実施有無



● 実施している取組



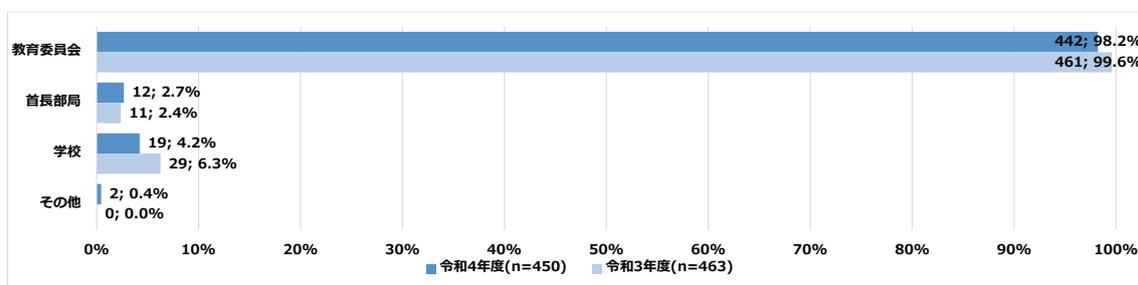
● 令和4年度 外国人の子供の人数規模別  
(Q3 (学齢相当の外国人の子供の住民基本台帳上の人数) を基に分類)



## (2) 取組の実施主体

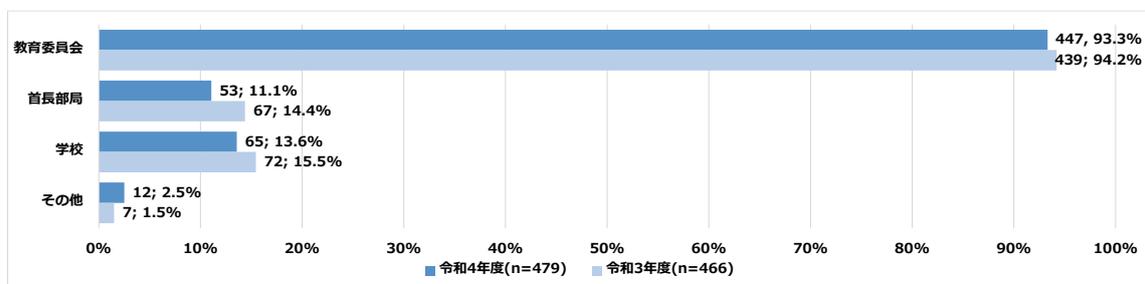
## ● 就学案内の継続送付

		総数(n)	教育委員会	首長部局	学校	その他
令和4年度	地方公共団体数	450	442	12	19	2
	構成比(%)	100.0	98.2	2.7	4.2	0.4
令和3年度	地方公共団体数	463	461	11	29	0
	構成比(%)	100.0	99.6	2.4	6.3	0.0



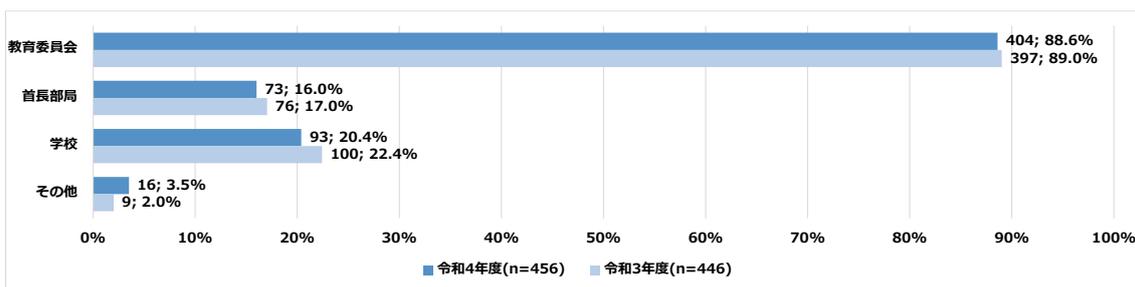
## ● 電話による個別確認や就学推奨

		総数(n)	教育委員会	首長部局	学校	その他
令和4年度	地方公共団体数	479	447	53	65	12
	構成比(%)	100.0	93.3	11.1	13.6	2.5
令和3年度	地方公共団体数	466	439	67	72	7
	構成比(%)	100.0	94.2	14.4	15.5	1.5



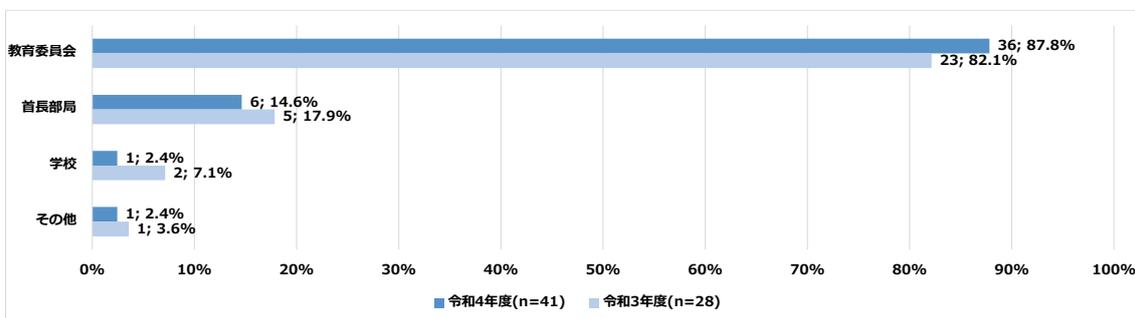
● 訪問による個別確認や就学推奨

		総数(n)	教育委員会	首長部局	学校	その他
令和4年度	地方公共団体数	456	404	73	93	16
	構成比(%)	100.0	88.6	16.0	20.4	3.5
令和3年度	地方公共団体数	446	397	76	100	9
	構成比(%)	100.0	89.0	17.0	22.4	2.0



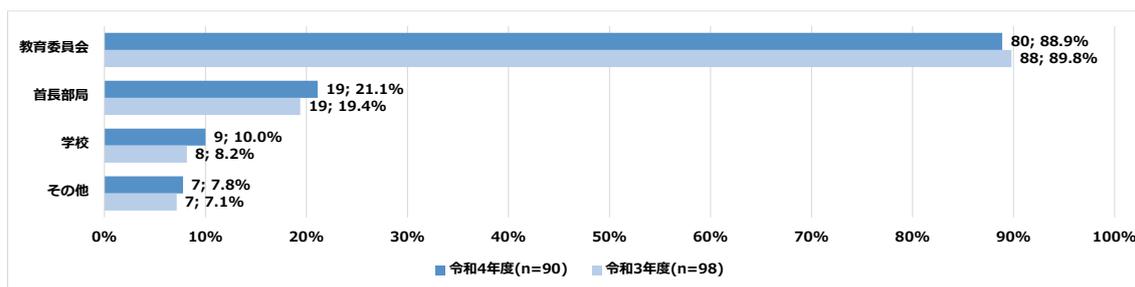
● 外国人学校との連携

		総数(n)	教育委員会	首長部局	学校	その他
令和4年度	地方公共団体数	41	36	6	1	1
	構成比(%)	100.0	87.8	14.6	2.4	2.4
令和3年度	地方公共団体数	28	23	5	2	1
	構成比(%)	100.0	82.1	17.9	7.1	3.6



## ● その他の取組

		総数(n)	教育委員会	首長部局	学校	その他
令和4年度	地方公共団体数	90	80	19	9	7
	構成比(%)	100.0	88.9	21.1	10.0	7.8
令和3年度	地方公共団体数	98	88	19	8	7
	構成比(%)	100.0	89.8	19.4	8.2	7.1



**2.2.14 就学状況が不明又は不就学の外国人の子供に対する就学状況把握及び就学促進のための取組内容（その他の取組）**

Q23.

Q22で「(オ) その他の取組」を選択した場合、その取組内容を具体的にお答えください。

一部回答抜粋：

- 外国籍児童生徒適応指導教室指導員による外国人ネットワークを利用した聞き取り調査
- 幼稚園・保育園への聞き取り調査
- 未就学児及び保護者に対する体験授業や入学説明会の実施
- 子供の予防接種や検診を実施している担当課の地区担当保健師への聞き取り
- できるだけ多くの児童生徒の進学情報の収集及び就学の機会を確保するため、新入学児童生徒を対象に就学案内の継続送付や出入国記録の調査等を行っている。
- 小学校、中学校就学時に就学意思の確認がとれない者については自宅訪問等を行い、全件確認をしている。それでも確認がとれないものについては、関係課に情報提供をし、調査を依頼している。
- 市立小中学校等への就学手続きを行わない外国人を対象とした郵送によるアンケート調査を実施している。無回答の場合は個別訪問を行う。

等

### 第3章 各種規定の整備

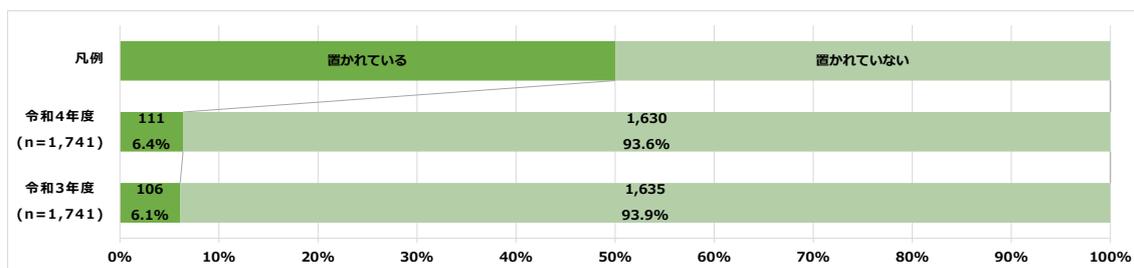
#### 3.1.1 教育委員会の規則における「外国人の子供の教育」に関する規定の状況

Q24.

貴教育委員会の事務分掌に関する規則において、「外国人の子供の教育」に関する規定が置かれていますか。次の選択肢の中から該当するものを1つ選択してください。

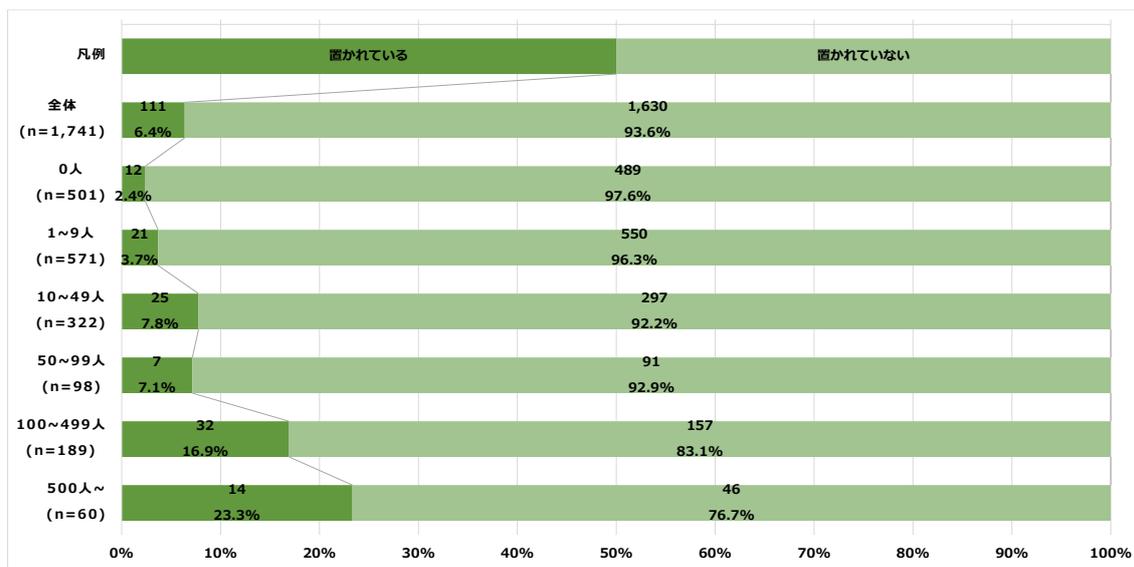
		総数(n)	置かれている	置かれていない
令和4年度	地方公共団体数	1,741	111	1,630
	構成比(%)	100.0	6.4	93.6
令和3年度	地方公共団体数	1,741	106	1,635
	構成比(%)	100.0	6.1	93.9

#### (1) 全体



#### (2) 令和3年度 外国人の子供の人数規模別

(Q3 (学齢相当の外国人の子供の住民基本台帳上の人数) を基に分類)



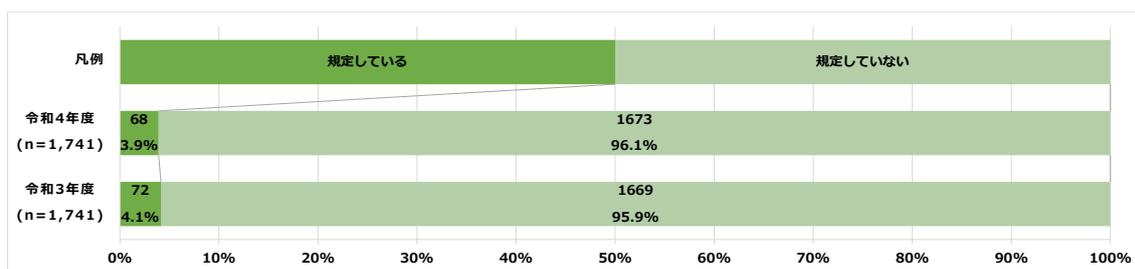
### 3.1.2 地方公共団体の規則等における外国人の子供に係る就学案内や就学に関する手続き等に関する規定の状況

Q25.

貴地方公共団体の規則、内部規程等において、外国人の子供に係る就学案内や就学に関する手続き等について規定されていますか。次の選択肢の中から該当するものを1つ選択してください。

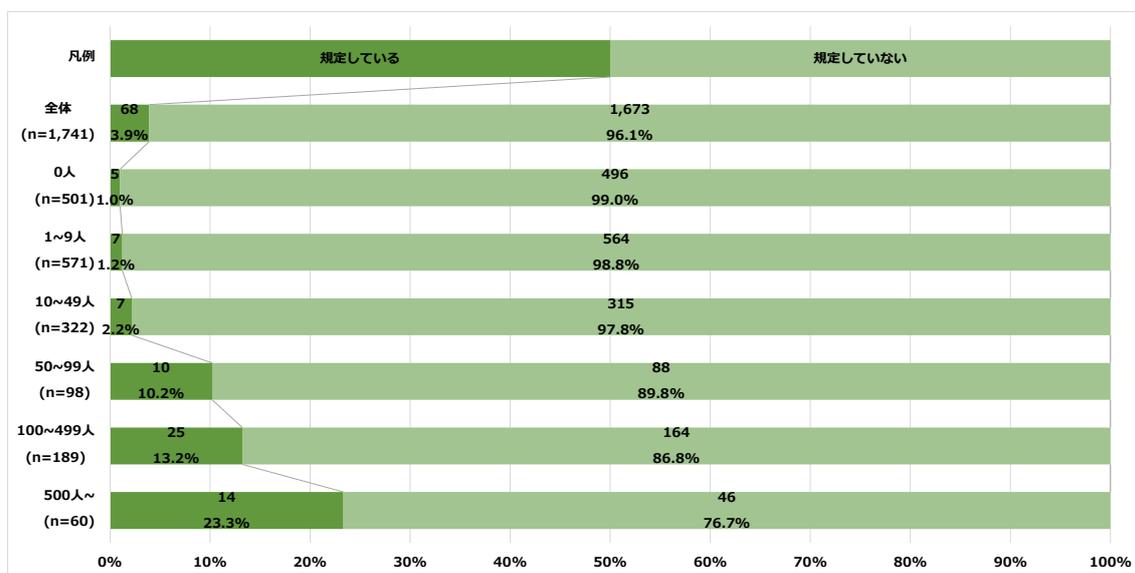
		総数(n)	規定している	規定していない
令和4年度	地方公共団体数	1,741	68	1,673
	構成比(%)	100.0	3.9	96.1
令和3年度	地方公共団体数	1,741	72	1,669
	構成比(%)	100.0	4.1	95.9

#### (1) 全体



#### (2) 令和4年度 外国人の子供の人数規模別

(Q3 (学齢相当の外国人の子供の住民基本台帳上の人数) を基に分類)



Q26.

Q25で「(ア) 規定している」を選択した場合、規定している規則等の名称をご記入ください。

規定している規則等の名称例：

- 外国人児童生徒の受入れ業務について
- 転入マニュアル（外国籍編）
- 日本語指導が必要な児童生徒の受入れの手引き
- 学齢児童生徒の就学に関する取扱規程
- 外国人児童生徒の受入れ及び就学について
- 就学事務の手引
- 外国籍児童生徒就学事務マニュアル

等

## 第4章 その他

### 4.1.1 外国人の子供の就学促進に関する事例・今後予定している施策

Q27.

外国人の子供の就学促進に関して、貴地方公共団体の取組で効果を実感している事例や今後充実を図る予定の施策があれば、自由に記載してください。(任意回答・自由記述)

#### (1) 就学状況の把握に関する取組例

(部署間連携)

- 子育て支援課との連携により、外国人家庭の情報共有を行っている。
- 住民登録情報を扱う部署と連携し、早期に個別に説明・対応することで、スムーズな就学につながられている。

(システム化)

- システムにより住民情報が自動共有されるため、外国人の子供の転入があったときに追跡しやすい。不就学の子供については、案内の送付や訪問等により引き続き対応していく。
- 学齢簿システムが住民基本台帳システムと連携しているため、学齢期の外国人の転出入等の異動については、把握できるため、案内しやすい。

#### (2) 学校における外国人児童生徒等の受入れに関する取組例

(初期指導教室の設置)

- 来日して間もないなどの理由で、日本語指導が必要な児童生徒を対象にした初期指導教室を設置している。そのため、その初期指導教室を頼りに転居する外国人も少なくない。
- 日本語が不慣れな児童が小学校の生活になじむための初期指導として放課後に日本語指導を昨年度より実施している。
- 令和2年度に開設した「初期指導教室」は、日本語初期指導と日本の学校生活への適応指導の両方を行うことができるとともに、保護者の学校教育への理解促進にもつながっている。
- 入国間もない児童生徒が、就学する前に日本語初期指導教室に通うことにより、日本の学校で学ぶための準備ができている。

(体験入学・プレスクールの実施)

- 未就園の子供がいる家庭については、教育委員への就学願提出時に、NPO 法人国際交流協会が主体となって開設しているプレスクールへの参加を勧めている。

## (個別面談・対応)

- 学習支援員の配置
- 外国語児童支援員、日本語支援ボランティアの活用
- 母語または英語による学習支援
- 新規転入時における就学希望または就学状況の聞き取り（住民票担当部署）
- 外国人に係る生活相談コーナーの設置、日本語指導教員、外国人生徒教育指導講師の配置、母語支援員の雇用
- 多言語対応の就学ガイドブックの作成
- 不就学実態調査時の就学案内
- 国際交流協会による日本語支援ボランティアの実施、市内小中学校への語学指導員の派遣
- 日本語の取得だけでなく、年齢相当の学力に相当しない（達しない）場合や、従前の居所での就学状況を把握することが難しく、就学年の決定に苦慮している。
- 住民基本台帳主管課のデータをもとに就学対象児童生徒の把握すること、保育所・幼稚園等との連携、就学予定校との情報共有、日本人英語指導員等による学校生活・学習サポート、教材の整備など。教育委員会と学校現場、保護者の協力体制の強化が求められる。
- 外国人の子供の転入等について、国際交流協会や市の共生まちづくり課など他の課と情報交換を密に行い、不就学の子供が出ないように取り組んでいる。
- 就学後、日本語指導が必要な児童生徒がいる場合には、該当校において特別の教育課程である「日本語指導」を編成し、指導体制を整え指導に当たっている。また、場合によっては、県国際交流協会等の協力団体と連携して支援している。
- 外国人が就学に係る手続きや相談のために窓口を訪れた際、導入された二者通訳サービスを活用し、正確に情報伝達が出来るようにする（実際にはまだ就学事務に活用の機会はない）。
- 市内の年長児のほとんどが市内園に在籍しているので、把握・連携しやすく、外国籍園児へも確実に就学にかかる案内ができています。
- 外国人の子供の就学に関して、地区担当保健師や保育園・幼稚園より、保護者や対象児の言語理解の程度を交えた情報提供を受けている。そのため、就学の状況が把握できないということはない。
- 県による日本語講師派遣事業を活用し、日本語能力が十分ではない児童生徒に対し集団生活をする中で不便さを感じない程度の日本語を習得できるよう学校生活や学習活動の支援や、外国人児童生徒や保護者との意思疎通を図るため、長く本町に在住されている外国出身の方々の協力を得られる体制づくりを進めるなど環境整備に努め不就学を防ぐ。
- 就学児童の情報を市保育幼稚園課と共有するとともに、県国際交流協会とも連携を図り情報収集を行うようにしている。
- 翻訳機を購入したり、タブレットに翻訳アプリをダウンロードしたりして、転入時の諸手続きや、保護者と学校、子供と教員、子供同士におけるスムーズな意思疎通のために活用している。

- 住民登録を扱う部署と連携しながら就学事務を進めていることで、外国人児童生徒の着実な就学ができています。
- 住民登録の際、学齢児童生徒がいる世帯に対し、教育委員会にて手続きの有無を確認するよう案内している。
- 外国人児童生徒数の増加に伴い、日本語指導員の確保をする必要がある。
- 国内滞在中に小・中学校への通学体験の希望があった際は、学校と連携のうえ、積極的に対応している。
- 対応すべき国籍が多様になっており、通訳等の確保が難しくコミュニケーションが困難な場合がある。
- 日本語が理解できない状態で転入した外国にルーツをもつ児童生徒が、学校生活に適応し、円滑にコミュニケーションがとれる環境を整備するため、市独自で通訳者を配置している。
- タブレットを利用して、適応支援を行なっている。
- 不就学児童生徒の訪問や手紙による就学案内を行なっている。
- 外国人児童生徒支援の先生が少ない中、日本語があまりわからない児童生徒に対し、ポケトークを活用することで少しは担任や学年の先生とコミュニケーションをとることができている。
- 首長部局と教育委員会との情報共有等の連携により、切れ目のない就学支援を実施することができている。
- 学齢児童生徒の就学促進について、保護者の多くが勤務する企業と定期的に情報交換会を実施し、就学について理解と協力を得ている。
- 未就学児に対する行政サービス提供時等、保護者へ就学に関する情報の提供を検討する。就学状況等が不明の外国籍児童生徒の情報の把握について、民生委員に協力を依頼し、地域との連携を図ることとしている。
- 不就学児童生徒のいる家庭へ訪問し、就学を勧める。
- プレクラス（虹の架け橋）に通ってから地域の小中学校へ転入となるよう支援している。そのため、子供達がある程度日本語を理解し行動できるようになっていて滑らかな接続につながっている。
- 住民登録手続きの際に必ず当課窓口を案内してもらうことにより、就学状況を把握している。
- 就学予定外国人児童保護者対象説明会の実施と多言語進学ガイダンスの実施は効果を実感している。
- 外国人の子供の就学等については、市民課やこども／子ども未来課と情報共有し、対応に当たっている。今後も引き続き連携し、外国人の子供の教育の充実を図っていく。
- 就学までのステップとして、市の教育相談センターと連携して、学校生活への不安を取り除くための準備期間を設け個別に対応している。就学後も、市費で支援員を雇用するなど、日々の学校生活での困難を少しでも取り除くための支援をしている。
- 外国人の子供が多く在籍する学校に外国人支援員を配置することで、日本語に不慣れな子供や保護者が学校の説明等を理解しやすくなり、日本の公立学校に就学することへの安心感につながっている。

- 小学校新入学の就学事務の際は、対象のすべての外国籍世帯に就学希望の有無を確認することで、手続き漏れを防止できている。
- 小学校新入学の外国籍児童の保護者に対する就学説明会を行うことによって、入学後のミスマッチを防止できるとともに、就学手続きがスムーズになっている。
- 就学先を適時確認するとともに、多文化共生センターとの連携による対応が重要であると考えている。
- 日本人外国人の区別なく、就学時の案内を出しており、Q16 システムは導入してはいないが、住民係から就学相当の年齢の外国人の異動があった際は、必ず連絡がきて、対応することになっており、連携がとれている。
- 就学状況が不明または不就学の外国人の子供の就学状況の把握や就学のための取組について「特に実施していない」と回答したのは、外国人の子供について、就学前から実態把握ができているため。
- 市の担当課が通訳等の支援を行うことで、学校と保護者の連携がスムーズに行え、子供たちの就学につながっている。
- 入学を迎える児童・生徒の保護者へ就学に関する通知をすることにより、就学を促すことにつながっている。
- 就学希望の際に言語面で不安があるご家庭に関しては、大学などと協力し、日本語指導補助員や母語・支援員などの紹介を行っている。※令和3年度からは、スリランカ国籍の児童に対して、大学の日本語教師やJICA スタッフの方に支援していただいている。
- 令和2年7月に文部科学省から示された「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」において、東京出入国在留管理局に対する在留外国人出入国記録の照会等の方法が示されたことにより、就学状況が不明だった外国籍児童生徒の所在を円滑に把握できるようになった。
- 就学にかかる費用負担の軽減（リサイクル制服、ランドセルや学用品の貸与、就学援助の案内）をしている。
- 何度か面会して、保護者の不安や就学に関する疑問等、翻訳できる方をできる限り介して話したり、学校を見学し、実際に説明をしてもらったりすることで就学につながっている。
- 現在は就学年齢の児童・生徒の両親ともに外国籍の世帯はないが、そうしたケースも想定しておく必要があると思われる。
- 保護者からの問い合わせや、転入等があった際には、相手に伝わるように丁寧に説明している。

等

## 参考資料

令和4年度外国人の子供の就学状況等調査 調査票

## 令和4年度外国人の子供の就学状況等調査

回答漏れがあります。水色セルを確認してください。

### 基礎情報

Q1 都道府県・市区町村を選択してください。

都道府県:  市区町村:

Q2 以下①～⑧の内容を入力してください。

①教育委員会名				※自動入力
②教育委員会コード(6桁)				※自動入力
③担当部署				
④担当者				
⑤連絡先(電話)				
⑥連絡先(電子メール)				
⑦人口		人	01/05/2022	現在
⑧住民基本台帳上の外国人数		人	01/05/2022	現在

水色セルを入力してください。

#### 【全体に係る留意事項】

- 本調査は、2022年5月1日現在で記入する。
- 本調査における外国人とは、貴地方公共団体に住民登録がされている日本国籍を持っていない者とし、日本国籍との二重国籍者は含めないこととする。
- 「貴地方公共団体」と明示して質問をしている項目については、教育委員会に限らず、自治体内の他部署の取組等も含むこととする。「貴教育委員会」と明示して質問をしている項目については、他部署の取組等は含めないこととする。

### 1 就学状況の把握

Q3 貴地方公共団体における学齢相当の外国人の子供について、次の区分(生年月日を基準とする)に従い住民基本台帳上の人数を回答してください。

なお、本項目は、2022年5月1日を基準日として回答してください。

区分	住民基本台帳上の人数
小・1相当	
小・2相当	
小・3相当	
小・4相当	
小・5相当	
小・6相当	
小学生相当計	
中・1相当	
中・2相当	
中・3相当	
中学生相当計	
合計	

水色セルを入力してください。

Q4-Q8 貴地方公共団体における学齢相当の外国人の子供について、次の区分に従い人数を回答してください。

区分	就学		Q6: ③不就学	Q7: ④転居・出国 (予定含む)	Q8: ⑤就学状況 把握できず	計	Q3 住民基本台帳 の人数との差
	Q4: ①義務教育 諸学校	Q5: ②外国人 学校					
小・1相当							
小・2相当							
小・3相当							
小・4相当							
小・5相当							
小・6相当							
小学生相当 計							
中・1相当							
中・2相当							
中・3相当							
中学生相当 計							
合計							

水色セルを入力してください。

- (注1) 表のそれぞれの区分につき、人数を記入してください。該当する者がいない場合は「0」と記入してください。
- (注2) 「小・〇相当」、「中・〇相当」の区分については、生年月日を基準に回答してください。ただし、生年月日を基準とした回答が困難な場合には、在籍する学年を基準に回答しても構いません。
- (注3) 本項目でいう「就学」とは、学校教育法上の「就学」とは異なり、義務教育諸学校のほか、外国人学校への在籍も含むこととします。
- (注4) ①義務教育諸学校とは、国公立小・中・義務教育学校・中等教育学校(前期課程)、特別支援学校(小・中学部)を指します。(Q10以降も同様)
- (注5) ②外国人学校とは、専ら外国人の子供の教育を目的としている施設を指し、各種学校として認可されているか否かを問いません。(Q10以降も同様)
- (注6) ③不就学とは、①義務教育諸学校、②外国人学校のいずれにも就学していないことを指します。地域の日本語教室等に通っていても、①②に在籍していない場合はこれに含まれます。(Q10以降も同様)
- (注7) ④転居・出国とは、就学しておらず、住民基本台帳に記載が残っているが、実態としては既に転居・出国していること又は近日中にその予定であることを指します。
- (注8) ⑤就学状況把握できずとは、就学案内の送付、家庭訪問、電話等により就学状況の把握を試みたが、不在や連絡不通により就学状況の把握ができなかったことを指します(就学状況の把握を試みていない者は除く)。

Q9 Q6における「③不就学」の中に、新型コロナウイルス感染症の影響によると考えられる者が含まれる場合には、把握している範囲でその事例を記入してください。

## 2 就学促進の取組

(注) Q10からQ23の設問については、調査の時点で外国人の子供が居住していない地方公共団体においても、居住があった場合にどの選択肢での対応を行うことになっているのかという観点から回答をお願いします。

**Q10** 貴教育委員会では、外国人の子供に関する転入等の情報を通常どのように取得していますか。次の選択肢の中から該当するものを1つ選択してください。

(ア) 住民登録情報を扱う部署等に対し、教育委員会が申請等の手続きを行うことで取得している	
(イ) 住民登録情報等を扱う部署から自動的に共有される	
(ウ) 特段の情報取得は行っていない	

水色セルを選択してください。

**Q11** 貴地方公共団体において外国人が住民登録に係る手続きを行う際、併せて就学の案内も行っていますか（住民登録窓口から教育委員会等へ案内し、そこで就学に関する説明を行っている場合等を含む）。次の選択肢の中から該当するものを1つ選択してください。

(ア) 就学希望の有無に関わらず、全ての者に就学に関する説明を行っている	
(イ) 就学希望の有無を尋ね、希望がある場合には、就学に関する説明を行っている	
(ウ) 就学希望の有無を尋ねることはしていないが、先方から就学希望があった場合には、就学に関する説明を行っている	
(エ) 就学に関する資料配布のみを行っている	
(オ) 特段何も行っていない	
(カ) その他	

水色セルを選択してください。

(カ)を選択した場合の就学の案内

**Q12** Q11で(ア)～(ウ)を選択した場合、就学に関する説明を行っている者について、次の選択肢の中から該当するものを全て選択してください。

(ア) 住民登録窓口の職員	
(イ) 教育委員会の職員	
(ウ) ソーシャルワーカー等の専門職	
(エ) その他	

(エ)を選択した場合の説明者

**Q13** 貴地方公共団体では、就学ガイドブック等、就学の案内に関する資料の備付け・配布を行っていますか（Q19の就学案内の家庭への送付を除く）。次の選択肢の中から該当するものを1つ選択してください。

(ア) 行っている	
(イ) 行っていない	

水色セルを選択してください。

Q14 Q13で(ア)を選択した場合、その備付け・配布先について、次の選択肢の中から該当するものを全て選択してください。

(ア) 地方公共団体内関係部署窓口(住民基本台帳、教育、福祉、多文化共生部署等)や国際交流協会等の外郭団体	
(イ) 在住外国人が多く雇用されている地元企業	
(ウ) 在住外国人が多く利用する飲食店や商業施設	
(エ) ハローワーク	
(オ) 地方出入国在留管理局	
(カ) NPO等の民間団体	
(キ) 地方公共団体ホームページに掲載	
(ク) その他	

(ク)を選択した場合の備付け・配布先

Q15 Q13で(ア)を選択した場合、資料の内容はどのような言語で記載していますか。次の選択肢の中から該当するものを全て選択してください。

(ア) 日本語		(ケ) ポルトガル語	
(イ) (ア)のうち配慮あり日本語(※)		(コ) フィリピン語	
(ウ) 英語		(サ) インドネシア語	
(エ) 中国語		(シ) タイ語	
(オ) 韓国・朝鮮語		(ス) ミャンマー語	
(カ) ベトナム語		(セ) カンボジア語	
(キ) ネパール語		(ソ) モンゴル語	
(ク) スペイン語		(タ) その他	

(※)日本語ではあるが、やさしい日本語、ルビ振りなど、外国人が読みやすいよう何らかの配慮を行っている場合。

(タ)を選択した場合の言語名

Q16 貴地方公共団体では、住民基本台帳システムと連動した学齢簿システムを導入し、外国人の子供に対しても適用していますか。次の選択肢の中から該当するものを1つ選択してください。

(ア) システムを導入しており、外国人の子供に対しても適用している	
(イ) システムを導入しているが、外国人の子供に対しては適用していない	
(ウ) システム自体を導入していない	

水色セルを選択してください。

Q17 貴教育委員会では、学齢簿の編製にあたり、学齢の外国人の子供についても一体的に就学状況を管理していますか。次の選択肢の中から該当するものを1つ選択してください。

(ア) 全ての外国人の子供について行っている	
(イ) 義務教育諸学校に通う子供等一部の外国人の子供について行っている	
(ウ) 行っていない	

水色セルを選択してください。

Q18 Q17において、(イ)又は(ウ)と回答した教育委員会においては、行うことが出来ていない事情を具体的にお答えください。

Q19 貴地方公共団体における、外国人の子供がいる家庭に対する就学案内の送付について、次の選択肢の中から該当するものを全て選択してください。

(ア) 小学校新入学相当の年齢の外国人の子供がいる家庭に送付している	
(イ) 中学校新入学相当の年齢の外国人の子供がいる家庭に送付している	
(ウ) 送付していない(単独選択)	

水色セルを選択してください。

Q20 Q19で(ア)又は(イ)を選択した場合、どのような言語での案内を行っていますか。次の選択肢の中から該当するものを全て選択してください。

(ア) 日本語		(ケ) ポルトガル語	
(イ) (ア)のうち配慮あり日本語(※)		(コ) フィリピン語	
(ウ) 英語		(サ) インドネシア語	
(エ) 中国語		(シ) タイ語	
(オ) 韓国・朝鮮語		(ス) ミャンマー語	
(カ) ベトナム語		(セ) カンボジア語	
(キ) ネパール語		(ソ) モンゴル語	
(ク) スペイン語		(タ) その他	

(※)日本語ではあるが、やさしい日本語、ルビ振りなど、外国人が読みやすいよう何らかの配慮を行っている場合。

(タ)を選択した場合の言語名

Q21 外国人の就学促進に係る支援として、貴地方公共団体においてどのような取組を実施していますか。次の選択肢の中から該当するものを全て選択してください。

(ア) 就学ガイダンス	
(イ) 外国人を対象とした相談窓口の設置	
(ウ) プレスクール(就学前の幼児を対象として、入学後の学校生活への円滑な適応につなげるための教育・支援等の取組)	
(エ) プレクラス・初期指導教室 (学齢期の子供を対象として、学校入学前や入学後初期段階に、初期の日本語指導等を集中的に行う取組)	
(オ) 乳幼児健診や予防接種の受診等における情報提供	
(カ) 幼稚園・認定こども園等への就園機会の確保(園児募集や手続き等における多言語化など)	
(キ) その他の取組	
(ク) 特に実施していない(単独選択)	

水色セルを選択してください。

(キ)を選択した場合の取組

**Q22** 就学状況が不明又は不就学の外国人の子供の就学状況の把握や就学の促進のために貴地方公共団体が実施している取組とその実施主体について、次の表の該当する欄全てに○を付けて回答してください。

	該当する 取組に ○	実施主体※該当する主体に○			
		教育 委員会	首長部局	学校	その他
(ア) 就学案内の継続送付					
(イ) 電話による個別確認や就学勧奨					
(ウ) 訪問による個別確認や就学勧奨					
(エ) 外国人学校との連携					
(オ) その他の取組					
(カ) 特に実施していない（単独選択）					

水色セルを選択してください。

**Q23** Q22で「(オ)その他の取組」に○を付けた場合、その取組内容を具体的にお答えください。

### 3 各種規定の整備

**Q24** 貴教育委員会の事務分掌に関する規則において、「外国人の子供の教育」に関する規定が置かれていますか。次の選択肢の中から該当するものを1つ選択してください。

(ア) 置かれている	
(イ) 置かれていない	

水色セルを選択してください。

**Q25** 貴地方公共団体の規則、内部規程等において、外国人の子供に係る就学案内や就学に関する手続き等について規定されていますか。次の選択肢の中から該当するものを1つ選択してください。

(ア) 規定している	
(イ) 規定していない	

水色セルを選択してください。

**Q26** Q25で(ア)を選択した場合、規定している規則等の名称をご記入ください。

### 4 その他

**Q27** 外国人の子供の就学促進に関して、貴地方公共団体の取組で効果を実感している事例や今後充実を図る予定の施策があれば、自由に記載してください。（任意回答・自由記述）